

第5次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画

MIZUHO TOWN

2026-2030



す	み	た	い	ま	ち	
つ	な	が	る	ま	ち	
あ	た	ら	し	い	ま	ち

“そうぞう”しよう
みらいに ずっと ほこれる みずほ

令和8年3月 瑞穂町

すみたいまち つながるまち あたらしいまち
～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

「第5次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画の策定にあたって」

瑞穂町では、これまで、「すみたいまち つながるまち あたらしいまち～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」を将来都市像に掲げた第5次瑞穂町長期総合計画にそって、まちづくりをすすめてまいりました。

第5次の計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画期間としていますが、前期5年間の終了に伴い、社会経済情勢の動向や町民意識の変化を十分に踏まえ、後期5年間の計画期間とした後期基本計画を策定いたしました。

前期5年間の振り返りますと、全ての妊産婦・子育て世代・子どもへの切れ目のない支援、学校給食費の無償化、学校施設体育館空調設備設置、長岡1号幹線下水道整備事業、DXや協働事業の推進など、将来都市像の実現に向けた施策を着実に実行してまいりました。

一方で、緊迫した国際情勢、気候変動、自然災害の激甚化など、不確実・不安定な時代を迎えています。現在、私たちを取り巻く社会の変化のスピードは、技術革新をはじめ、年を追うごとに増えています。そのような中でも、現状維持ではなく、前例に囚われず持続可能なまちに向かって果敢に挑んでいかなければなりません。

多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸については、都市計画決定、事業認可と、開業に向けた歩みを進め、まさに歴史的転換期を迎えています。これまでの数十年に及ぶ活動が実り、悲願が達成され、要望活動をとともに行っていただきました議会議員の皆さま、また、住民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに御礼申し上げます。多摩都市モノレール延伸による多くの相乗効果を念頭に、分野横断的な施策を展開し、瑞穂町に秘めるポテンシャルをさらに引き出していきます。

先人が築き守ってきた豊かな自然や農業・工業・商業といった財産の礎の上に、町に関わる皆さまの想いを大切に紡ぎ、この町の未来を語り、強く、やさしさを兼ね備えた町政運営を後期基本計画に基づき進めてまいります。

結びに、計画策定にあたり、ご理解とご支援、ご協力いただきました皆さまに心より感謝申し上げます。

令和8年3月

瑞穂町長

山崎 栄



目次

基本計画の位置付けと構成

1 計画の位置付け	02
2 瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連	02
3 計画期間と構成	03
4 基本計画の体系	04
5 重点施策	10

施策の展開

基本目標 1 誰もが健康ですこやかに暮らせるまち	15
施策分野 1 健康づくり・スポーツ	16
施策分野 2 疾病の予防・地域医療体制	19
施策分野 3 社会保険制度	21
施策分野 4 地域・生活福祉	23
施策分野 5 障がい者福祉	25
施策分野 6 高齢者福祉	28
基本目標 2 子どもたちがのびのびと育つまち	31
施策分野 1 子育てしやすい環境	32
施策分野 2 保育・幼児教育の充実	34
施策分野 3 支援が必要な子どもと家庭への支援	36
施策分野 4 人権教育・社会で活躍する人材の育成	38
施策分野 5 学力向上・個性と創造力の伸長	40
施策分野 6 学校の安全・環境整備・地域連携	43
施策分野 7 青少年の健全育成	46
基本目標 3 豊かなこころを育むまち	49
施策分野 1 生涯学習	50
施策分野 2 文化・芸術	53
施策分野 3 コミュニティ	56
施策分野 4 平和・人権	59
施策分野 5 国際交流	62
基本目標 4 つながりと活力にあふれるまち	65
施策分野 1 農業	66
施策分野 2 商工業	69
施策分野 3 観光・イベント	72

基本目標 5	環境にやさしい安全・安心なまち	75
施策分野 1	危機管理・防災・災害対策	76
施策分野 2	安全・安心な生活の確保	80
施策分野 3	基地対策	83
施策分野 4	環境にやさしい生活の推進	85
施策分野 5	自然環境と共生するまち	88
基本目標 6	便利で快適に暮らせるまち	91
施策分野 1	計画的なまちづくりの推進	92
施策分野 2	公共交通	96
施策分野 3	住宅・公園	99
施策分野 4	道路・河川	102
施策分野 5	下水道	106
基本目標 7	総合計画の実現に向けて	109
施策分野 1	協働の推進	110
施策分野 2	情報発信・情報提供	113
施策分野 3	持続可能な行財政運営体制の構築	115
施策分野 4	公共施設マネジメント	118
	SDGsと基本計画との関係	121

資料編

瑞穂町長期総合計画とは	126
第5次長期総合計画の構成と計画期間	127
基本構想	130
1 第5次長期総合計画の特徴	130
2 将来都市像	131
3 将来フレーム(人口・財政)	132
4 重視すべき視点	134
まちづくりの根底に流れる姿勢	135
用語解説一覧表	137



基本計画の 位置付けと構成



1 計画の位置付け

この基本計画は、基本構想に示した将来都市像「すみたいまち つながるまち あたらしいまち ～“そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～」の実現に向けた各種施策の内容を明らかにしたものです。



2 瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

この基本計画は、「瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の内容を含む計画として一体的に策定したもので、総合戦略の施策および個別の施策数値指標は、基本計画に含まれています。

3 計画期間と構成

1) 計画期間

この計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間です。令和2年度に策定した基本構想に示されている将来都市像の実現に向け、基本計画の見直しを行っています。

2) 計画の構成

(1) 現況と課題

町の特徴や各施策を取り巻く現状、現在の課題を整理するものです。

(2) 瑞穂町のめざす姿

基本構想に掲げた計画の視点をふまえ、めざす姿は行政側から見た住民サービスの提供状況と、「住民がどのような生活をしているか」、「町がどのような生活環境になっているか」、「社会がどのようなになっているか」といった瑞穂町のめざす姿として示しているものです。

■ 施策数値指標

個別施策の実効性を確保するとともに、計画期間終了後の令和12年度の姿を具体的に示しているものです。

※ 現状値は、令和6年度末時点での数値です。

(3) 施策(施策名/内容/主要な取組)

各施策の主要な取組とその内容を示したものです。

(4) 主な関連計画

各施策に対する瑞穂町の関連計画を明記したものです。

(5) 「重視すべき視点」からの配慮事項

基本構想で掲げた将来都市像を実現する上で、各施策に取り組む際に配慮するとともに、分野的に横断する価値観、取組の姿勢を位置付けているものです。

(6) アイコン表示



重点施策として位置付けられた施策であることを示します。



瑞穂町デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた施策であることを示します。

NEW



重点施策であるとともに、多摩都市モノレール延伸を見据え、延伸とかかわる施策であり、延伸後の新たな地域のポテンシャル(潜在的な力)を引き出すため、分野横断的に取り組む施策であることを示します。また、多摩都市モノレール延伸に向け、今後考えられる相乗効果の一例を示しています。

4

基本計画の体系

基本目標 1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

<施策分野>

<施策>

1 健康づくり・スポーツ

- 1)健康づくりの推進
- 2)運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり
- 3)スポーツ施設などの整備・維持管理

2 疾病の予防・地域医療体制

- 1)疾病等の予防の推進
- 2)医療提供体制の確保

3 社会保険制度

- 1)社会保険制度の適正な運用

4 地域・生活福祉

- 1)地域福祉の推進
- 2)生活困窮世帯への支援

5 障がい者福祉

- 1)ふれあい、ささえ合いの地域づくり
- 2)障がい者福祉を推進するための体制づくり
- 3)障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

6 高齢者福祉

- 1)高齢者の生きがいづくり
- 2)就労支援と社会参加の促進
- 3)高齢期でも安心して生活できる地域づくり

基本目標 2

子どもたちがのびのびと育つまち

<施策分野>

<施策>



基本目標 3

豊かなこころを育むまち

<施策分野>

<施策>

1 生涯学習

- 1)生涯学習の推進
- 2)図書館活動の充実

2 文化・芸術

- 1)文化・芸術の振興
- 2)文化財保護・郷土資料の保管整理

3 コミュニティ

- 1)コミュニティ活動の活性化
- 2)地域コミュニティ活動の基盤づくり

4 平和・人権

- 1)平和行政の推進
- 2)人権の尊重
- 3)男女共同参画社会の推進

5 国際交流

- 1)国際交流の推進
- 2)多文化共生のまちづくり

基本目標 4

つながりと活力にあふれるまち

<施策分野>

<施策>

1 農業

- 1)農業経営基盤の強化
- 2)農地の保全と担い手の確保
- 3)ふれあい農業の推進

2 商工業

- 1)商業の振興
- 2)工業の振興
- 3)企業誘致の推進
- 4)新しい産業の創出・イノベーション

3 観光・イベント

- 1)地域資源の充実・活用
- 2)観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施

基本目標5

環境にやさしい安全・安心なまち

<施策分野>

<施策>

1 危機管理・防災・災害対策

- 1) 災害に強いまちづくりの推進
- 2) 危機対応・危機管理体制の強化
- 3) 防災施設・設備の充実
- 4) 消防力の強化

2 安全・安心な生活の確保

- 1) 防犯施策の推進
- 2) 消費生活の向上
- 3) 交通安全の充実

3 基地対策

- 1) 生活環境の保全
- 2) 補助事業の拡充要請

4 環境にやさしい生活の推進

- 1) 地球温暖化対策および環境保全活動の推進
- 2) 循環型社会の推進
- 3) 公害などへの対応

5 自然環境と共生するまち

- 1) 自然環境の保全と環境整備
- 2) 緑地の保全

基本目標6

便利で快適に暮らせるまち

<施策分野>

<施策>

1 計画的なまちづくりの推進

- 1) 多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備
- 2) 計画的な土地利用の推進
- 3) 土地区画整理事業の推進

2 公共交通

- 1) バス交通の充実
- 2) 鉄道の充実
- 3) 多摩都市モノレールの整備促進

3 住宅・公園

- 1) 居住環境の整備
- 2) 住宅セーフティネットの形成
- 3) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討
- 4) 計画的な公園整備および維持管理

4 道路・河川

- 1) 幹線道路等の整備
- 2) 町道等の整備と適切な維持管理
- 3) 歩行者などが利用しやすい道路の整備
- 4) 河川環境の整備

5 下水道

- 1) 下水道事業の充実
- 2) 浸水対策の推進

基本目標7

総合計画の実現に向けて

<施策分野>

<施策>

1 協働の推進

- 1) 協働型社会の推進
- 2) ボランティアセンターみずほの活動支援
- 3) 住民の声を反映する行政運営

2 情報発信・情報提供

- 1) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有
- 2) 行政情報の発信力強化

3 持続可能な
行財政運営体制の構築

- 1) 戦略的な行政運営
- 2) デジタル化・AI化への対応
- 3) 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用
- 4) 機能的な組織
- 5) 広域行政

4 公共施設マネジメント

- 1) 既存施設の持続可能な維持管理
- 2) 個別施設計画の整備・運用
- 3) PPP/PFIの活用、導入するための調査および研究

5

重点施策

第5次瑞穂町長期総合計画基本構想では、将来都市像を実現する上で、重視すべき視点(未来志向)を位置付けています。この計画期間内において、4つの視点を具現化するために、基本計画の各施策に取り組む際にはこの視点を配慮することとしています。4つの視点ごとに、基本計画の施策を分野横断的に重点的かつ優先的に取り組む施策を、重点施策として位置付けます。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハードおよびソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点1】 町の魅力を際立たせる	2-4-1：豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む 2-4-2：社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成 2-5-1：全ての児童・生徒に確かな学力を育む 2-5-2：すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む 6-1-1：多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備 6-1-2：計画的な土地利用の推進 6-1-3：土地区画整理事業の推進 6-2-1：バス交通の充実 6-2-3：多摩都市モノレールの整備促進

※ 数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】 - (施策分野2) - 施策3」

視点2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点2】 資源を磨き生活の質を豊かにする	1-1-3：スポーツ施設などの整備・維持管理 3-1-2：図書館活動の充実 4-1-3：ふれあい農業の推進 4-2-4：新しい産業の創出・イノベーション 4-3-1：地域資源の充実・活用 4-3-2：観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施 5-5-1：自然環境の保全と環境整備 6-3-4：計画的な公園整備および維持管理 6-4-1：幹線道路等の整備 6-4-2：町道等の整備と適切な維持管理 6-5-1：下水道事業の充実 7-4-3：PPP/PFIの活用、導入するための調査および研究

※ 数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】 - (施策分野2) - 施策3」

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点3】 つながる地域づくり	1-4-1：地域福祉の推進 1-4-2：生活困窮世帯への支援 1-5-1：ふれあい、ささえ合いの地域づくり 1-6-1：高齢者の生きがいづくり 2-1-1：切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進 2-3-1：子どもの貧困対策の推進 2-3-2：ひとり親家庭等の福祉の充実 3-3-1：コミュニティ活動の活性化 3-3-2：地域コミュニティ活動の基盤づくり 7-1-1：協働型社会の推進

※ 数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】 - (施策分野2) - 施策3」

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

(基本構想) 重視すべき視点	(基本計画) 重点施策
【視点4】 危機に備える	2-6-1：安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 5-1-1：災害に強いまちづくりの推進 5-1-2：危機対応・危機管理体制の強化 5-1-3：防災施設・設備の充実 6-5-2：浸水対策の推進 7-2-1：住民にわかりやすい情報提供・情報共有 7-4-2：個別施設計画の整備・運用

※ 数字の表記(例示)「1-2-3」⇒「【基本目標1】 - (施策分野2) - 施策3」

施策の展開

基本目標 1

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち

<施策分野>

<施策>

1 健康づくり・スポーツ

- 1)健康づくりの推進
- 2)運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり
- 3)スポーツ施設などの整備・維持管理

2 疾病の予防・地域医療体制

- 1)疾病等の予防の推進
- 2)医療提供体制の確保

3 社会保険制度

- 1)社会保険制度の適正な運用

4 地域・生活福祉

- 1)地域福祉の推進
- 2)生活困窮世帯への支援

5 障がい者福祉

- 1)ふれあい、ささえ合いの地域づくり
- 2)障がい者福祉を推進するための体制づくり
- 3)障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

6 高齢者福祉

- 1)高齢者の生きがいづくり
- 2)就労支援と社会参加の促進
- 3)高齢期でも安心して生活できる地域づくり

1

基本目標

誰もが健康ですこやかに暮らせるまち



施策分野1 健康づくり・スポーツ

① 現況と課題

自立した日常生活を送るために、生涯にわたって生活習慣病をはじめとする各種疾病予防や介護予防の取組がもとめられています。健康寿命の延伸のため、高齢期を迎える前から健康づくりや個々の身体状況、生活状況に応じた健康づくりの取組を支援する体制整備が必要であり、瑞穂町では、健康診断やウォーキングなどの健康づくりにインセンティブを付与する「みずほ健康ポイントあるってこ」を実施しています。

高齢化率が高くなるなか、健康で生活できる期間を延ばしていくためには、スポーツの役割が期待されています。また、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠などの生活習慣を改善することで、健康寿命を延ばし、介護が必要な状態になる時期を遅らせることも必要です。

令和6年度に行われたスポーツ庁の調査では、週1日以上運動・スポーツ実施率は成人で52.5%であり、コロナ禍前の令和元年度の数値より低い割合となっています。瑞穂町が実施する事業では、参加者の固定化や年齢層の偏りが見られることから、普段、身体を動かす機会が少ない人に対し、運動・スポーツに親しむきっかけとなるような事業を創出、充実することがもとめられます。

町内にあるスポーツ施設の多くは、老朽化がすすんでいるため、予防保全を原則に適正な維持管理を行い、公共施設個別施設計画をふまえ、施設の環境整備を計画的に実施していく必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

住民が日常的に生活習慣の改善やスポーツ、運動、身体活動に取り組み、年齢・体力に見合った身体機能を維持することで、高齢期になっても自立して健康に暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
日常生活動作が自立している期間の平均 (要介護2以上：95%信頼区間)	男 77.7～81.3年 女 84.6～87.9年 ^{*1}	東京都数値以上
日頃から身体活動(18歳以上の者で、1回30分程度、週2回以上の運動)を実行している人の割合	25.4%	27.1%
20歳以上の週1日以上のスポーツ実施率	52.5% ^{*2}	75.0%

^{*1} 参考 令和6年の東京都平均自立期間(要介護2以上) 男81.3～81.5年 女87.3～87.5年

^{*2} 参考 20歳以上の週1日以上のスポーツ実施率 スポーツ庁令和6年度数値より

③ 施策

1) 健康づくりの推進

住民それぞれが健康の維持・増進や身体の機能を維持するため、相談や専門家などの助言を受けられる体制づくりと生活習慣病予防などの重要性を理解し、健康づくりに自発的に取り組める環境を整え、健康への不安軽減や疾病予防につとめます。また、地域の様々な人や組織、活動と連携した健康づくりを推進します。

主要な取組

- 健康づくりのための相談機会、手段の提供や生活習慣病予防事業などの継続（健康ポイント事業など）
- 健康づくりに向けた地域の通いの場の拡大・活用
- 介護予防リーダーの養成
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

2) 運動、身体活動で育む健康な生活と地域づくり

年齢や性別、障がいや経験の有無などにかかわらず、誰もが楽しく参加しやすい健康・体力づくり・スポーツ活動の普及・啓発を推進します。

さらに、地域コミュニティの一翼を担う町内団体などによる生涯スポーツへの支援を促進します。

主要な取組

- 各世代における健康・体力づくり事業の推進
- 瑞穂町スポーツ協会をはじめ、地域団体が実施するスポーツ活動への支援
- 地域におけるスポーツ指導者・スポーツボランティアなどの人材発掘と育成



瑞穂町スポーツフェスティバル

3) スポーツ施設などの整備・維持管理

重点 モノレール

スポーツ施設などの整備・維持管理を予防保全を原則として計画的に行うとともに、安全・安心な施設として快適に利用できるよう施設の環境整備につとめます。また、多摩都市モノレール延伸を見据え、多摩都市モノレールNo.6 駅周辺に、新たな地域体育施設の整備に向けた研究を行います。

主要な取組

- 多摩都市モノレールの利便性をいかした地域体育施設などの検討
- 町保有施設の集約化・統廃合を見据え、効率的に管理運営するための施設整備・更新計画の策定
- スポーツ施設におけるPPP/PFIなど民間活力の研究

相乗効果

- ・ 様々な目的や興味に応じて活用できる地域体育施設を整備することで、健康促進やスポーツを通じた交流促進が期待できます。
- ・ 子どもから高齢者、障がいのある人まで誰もが利用しやすい施設を整備することで、多世代交流の機会創出が期待できます。

4 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- スポーツ推進計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設個別施設計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

5 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

スポーツ施設の環境向上に取り組みます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

町施設の集約化・統廃合をすすめ、限られた資源を効率的かつ効果的に活用できるよう、民間活力を導入し、柔軟な発想で運用していきます。

3) つながる地域づくり

多くの住民が健康づくり、スポーツ活動を通じ、地域コミュニティの一翼を担えるよう支援します。

4) 危機に備える

日常の施設の維持管理を適切に行い、常に安全に利用できるようつとめます。



施策分野2 疾病の予防・地域医療体制

① 現況と課題

世界中でパンデミックをもたらした新型コロナウイルス感染症は、改めて、基本的な感染対策である手洗いやマスクの着用など、予防策の重要性と感染症対策における予防接種の必要性を認識させられることになりました。いつ起こるかかわからない感染対策に向けた平時の備えと基本的な感染対策を呼びかけていく必要があります。

住民の健康寿命の延伸のため、各種健康診査や検診の受診と保健指導の実施による疾病の予防・早期発見がもとめられています。

がん対策は早期発見および早期治療がより一層重要で、がんによる死亡率減少のために、国の指針に基づく定期的ながん検診の受診が必要です。受診の必要性や重要性などの周知、受診しやすい環境を整備することで、がん検診の受診率および精度管理の向上をはかる必要があります。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における医療提供と在宅医療の需要が、これまで以上に高まっています。公立福生病院をはじめ、地区医師会・歯科医師会、薬剤師会および民間事業者の協力を得て、かかりつけ医・歯科医、薬局の定着と休日・夜間診療体制を維持することが必要です。

また、瑞穂町の属する西多摩医療圏域は、国が示す医師偏在指標が医師少数地域とされている状況にあり、近隣市町村と連携した地域医療体制の確保が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

休日・夜間診療をはじめ、一次医療と公立福生病院を拠点とした二次医療の病診連携体制が整うとともに、多くの住民が健康診査や検診を受診し、また、感染症予防行動が促され、疾病の予防につながっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
子どものかかりつけ医師を持つ3歳児の親の割合	86.3%	91.9%
胃がん検診受診率(男女計) [※]	9.8%	60%以上
肺がん検診受診率(男女計) [※]	11.3%	60%以上
大腸がん検診受診率(男女計) [※]	30.2%	60%以上
乳がん検診受診率 [※]	14.3%	60%以上
子宮頸がん検診受診率 [※]	12.9%	60%以上

※ 参考 第4期がん対策推進基本計画(厚生労働省)がん検診受診率目標60%

③ 施 策

1) 疾病等の予防の推進

疾病の予防と早期発見につながるよう健康診査や検診を実施します。また、感染症の発症を予防するための基本的な対策を推進します。

主要な取組

- 乳幼児期からのライフステージの段階に合わせた各年代の健康診査やがん検診などの実施
- 健康診査、検診受診率向上のための受診促進策の実施
- 予防接種をはじめとする感染症予防対策の適正かつ効率的な実施

2) 医療提供体制の確保

高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療需要の質・量の変化、また、西多摩医療圏における医療資源と地域医療構想の議論をふまえ、医師・歯科医師の診療を受けやすい環境を整えます。

主要な取組

- かかりつけ医・歯科医、薬局の定着のための啓発
- 地区医師会との連携、また、民間事業者の活用による、休日、休日準夜医療体制の維持、公立福生病院との病診連携体制の充実
- 公立福生病院における質の高い医療サービスの提供を維持するため、福生市、羽村市との連携強化

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

かかりつけ医の定着や病診連携の充実、また、近隣市町村と連携した地域医療体制を確保し、住民が安心して医療サービスを受けられるよう、環境整備につとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

感染症および大規模災害の対応に備えて、広域での医療提供体制をつくります。

施策分野3 社会保険制度

① 現況と課題

国民健康保険は、会社員やその扶養家族などが加入する被用者保険の適用拡大、年齢構成の変化などにより、被保険者数の減少、加入者の高齢化や医療の高度化により医療費が増大しています。平成30年度から東京都が財政運営の責任主体になりましたが、保険料水準の完全統一化や赤字補てん額を抑制するため、国民健康保険税の税率改定を毎年行っている状況です。

また、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率の向上推進、国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画に基づく生活習慣病予防事業を推進し、安定的で持続可能な医療保険制度を維持することが必要です。

主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度についても、高齢者人口の増加に伴い医療費は年々増加の一途をたどっています。これまでと同様、東京都後期高齢者医療広域連合と連携・協力し、事業を安定運用することがもとめられています。

また、高齢者人口が増え続けていることに影響し、要支援・要介護認定者数が増えています。そのため、介護保険制度で提供する介護サービス量、給付費についても年々増加しています。制度を維持するためにも、適切な保険料の設定、給付費の適正化、サービス提供体制の整備といった制度の安定につとめ、取組を推進する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

社会保険制度が安定して運用され、それぞれの制度の加入者が必要になった時に、適切なサービスを受けることができます。



③ 施策

1) 社会保険制度の適正な運用

国民健康保険制度は、適正な事務を行い、制度の安定的な運用をはかります。また、加入者の生活習慣病の発見や予防、医療費の適正化につとめます。

後期高齢者医療制度は、東京都後期高齢者医療広域連合や国・東京都などと連携し、安定した医療保険制度の運営につとめます。

介護保険制度は、中長期的な視点をもって制度の運営を行い、サービス提供体制の整備や介護人材の確保に向けた取組を推進します。

国所掌業務である国民年金制度は、制度改正に注視し、正確な情報を収集するとともに、住民にわかりやすく制度の情報を周知していきます。

主要な取組

- マイナ保険証、オンライン資格確認の適正な運用
- 国民健康保険の財政運営、適正な事務の執行
- 保険税・保険料の収納率向上の取組推進
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づく保健事業の実施
- 医療費適正化の推進
- 東京都後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な事務の執行
- 介護保険サービスの円滑な運営
- 介護保険給付適正化の推進
- 介護人材確保の取組の推進

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

様々な制度の安定的な運用につとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える



施策分野4 地域・生活福祉

① 現況と課題

地域福祉は行政だけではなく、地域福祉団体の活動への支援の必要性が指摘されています。多くの住民が住み慣れた地域で、その人らしく自立した豊かな生活を送るためには、社会福祉協議会をはじめ地域福祉団体や地域貢献を掲げる企業などの多様な団体と行政が連携して施策を展開することが必要です。さらに、地域福祉活動を効果的・効率的に展開するには、地域活動の担い手となる、福祉ボランティアなどの人材発掘と確保が必要です。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、既存の制度やサービスの利用を推進するほかに、社会的孤立や孤独、生きる上での困難・生きづらさ、貧困、要援護、虐待などの地域における複合化・複雑化した課題の解決や深刻化を防がなければなりません。「地域共生社会」の実現に向け、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、地域住民の抱える課題を解決するための包括的な支援体制を整備していくことがもとめられています。

② 瑞穂町のめざす姿

地域でのゆるやかな見守り、ささえ合いがあって、困ったときに相談や必要な支援を受けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
近所との付き合いをほとんどしていない人の割合	22.1%	15.1%
町内で福祉ボランティア活動や助け合い活動をしている人の割合	4.0%	5.0%

③ 施策

1) 地域福祉の推進

重点

民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会、町内会・自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業者、ボランティア団体、NPOなど、多様な団体との連携を強化するとともに、地域福祉の担い手の発掘と育成につとめ、地域福祉活動を支援します。

また、既存の相談支援等の取組をいかしつつ、誰一人とり残さない包括的な支援体制の構築に向けて検討していきます。

認知症や障がいなどにより意思表示能力の低下した高齢者や障がいのある人が、地域で自立したその人らしい生活を送ることができるよう、相談業務の充実をはかります。

主要な取組

- 既存の相談支援等の取組を活用した、包括的な支援体制の検討
- 権利擁護センターみずほを核とした高齢者や障がいのある人などの自立支援
- 地域における多世代交流事業の推進

2) 生活困窮世帯への支援

重点

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、西多摩福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、相談体制や課題解決に向けた支援体制の充実をはかります。

主要な取組

- 生活困窮世帯に対する相談業務の充実

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

地域で困っている人に寄り添い、困りごとの解決に向けて取り組む仕組みを形成します。

4) 危機に備える

施策分野5 障がい者福祉

① 現況と課題

地域共生社会を実現するためには、障がいのある人もない人も、地域に住む全ての人がつながり、社会の構成員としてささえ合うことが重要です。令和6年度には、地域における障がい者(児)の相談支援の中核的な機関として基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実をはかりました。

障がい者福祉を充実させるためには、住民の障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人やその家族のニーズに対応した自立、社会参加に向けた支援を充実させていく必要があります。また、障がいがある人の高齢化や障がいの重度化、親亡き後の問題など、障がいのある人の取り巻く状況も変化し、多様なニーズに対するきめ細やかな対応が一層もとめられています。

障がいのある人や障がい者団体、関係機関、行政などの連携・協働を緊密にしていくためには、体制や仕組みの整備、障がい者福祉に携わる人材の育成が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送り、障がいのない人と同じ社会の一員として、多種多様な社会参加が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
一般相談支援事業所実利用件数	818件	1,170件
就労支援センター登録者数	172人	207人



福祉作業所さくらでの作業の様子

③ 施 策

1) ふれあい、ささえ合いの地域づくり



障がいのある人もない人も、互いに人格や個性を尊重しあいながら共生する社会をめざすため、障がいのある人が地域で様々な活動に参加し、地域の方々とふれあい、より身近な地域で必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられるよう、障害福祉サービスおよび障害者福祉施設の利便性向上につとめます。

主要な取組

- 障がいのある人の社会参加の促進支援
- 障害福祉サービスに関する情報提供の充実
- 障がい者福祉施設の利便性向上

2) 障がい者福祉を推進するための体制づくり

障がいのある人のニーズに対応できる質の高い専門家の育成や、地域での福祉活動の担い手の育成および担い手による活動支援を行います。

関係機関と連携しながら障がいのある人が、自立したその人らしい生活を送るために、身近に相談できる体制のさらなる充実をはかり、権利擁護センターみずほや基幹相談支援センターと協働で支援を行います。

主要な取組

- 権利擁護センターみずほや基幹相談支援センターを核とした身近な相談体制の充実
- ボランティアセンターみずほと連携した地域福祉の担い手の育成

3) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

判断能力が十分でない障がいのある人が、地域で安心して生活するための支援や、地域防災計画に基づいた災害時の避難体制の充実など、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりをすすめます。

また、障がいのある人がニーズや障害特性に合った就労ができるよう、障害者就労支援センターをはじめ、ハローワークとの連携や、就労情報や職業訓練の場の提供などにより、自立や生活安定に向けた支援を推進するとともに、福祉と雇用の連携による就労支援の体制強化につとめます。

主要な取組

- 成年後見制度の周知
- 公共施設におけるユニバーサルデザインのさらなる推進
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安全確保体制の整備
- 障害者就労支援センター、就労支援事業所と連携した就労支援

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 地域防災計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

障害福祉サービスの利用や関係機関との連携、地域との協働によって、障がいのある人がその人らしい生活を送れるよう体制づくりにつとめます。

4) 危機に備える



障害者週間絵画展示



施策分野6 高齢者福祉

① 現況と課題

瑞穂町の高齢化率は、令和7年4月現在、30.2%です。核家族化が進行した現在、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加は、地域住民や企業などを巻き込んだ介護・生活支援やICT機器の活用必要性がより鮮明になっています。

国においては、人生100年時代の到来を見据え、全ての世代が生涯にわたって活躍できる社会の実現に向けた施策を推進しています。一人ひとりが、その個性や能力を最大限に伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択していけることが重要とされています。

瑞穂町では、高齢者支援センターを2か所設置し、高齢者が健康的な生活を継続するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進をめざしています。高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を送ることができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活のさらなる支援が必要です。

また、地域のボランティア組織で運営する「寄り合いハウスいこい」では高齢者だけではなく、貴重な地域住民の「居場所」となっています。さらに、住民主体の通いの場、ボランティアによる地区ごとのサロンや、多世代交流センター「MIZCUL」^{ミズカル}での各種教室や高齢者の自主活動が行われています。今後も、高齢者の生きがいとなる活動や地域社会とのつながり、就業や社会活動への参加を支援することがもめられるとともに、地域共生社会の実現に向け高齢者をささえる環境づくりが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

誰もがその有する能力に応じ、自分らしい生活を送るとともに、住み慣れた地域で生活を継続し、必要に応じた包括的なサービスが行き届いています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
要介護認定率の伸び率(65歳以上)	3.52%増	6.32%増→5.84%増*
通いの場の数	23か所	60か所

※ 令和12年度の伸び率(自然増)は6.32%増と推計しますが、介護予防施策を推進することより、伸び率を5.84%増に押し下げ、伸びを緩やかにする目標値

③ 施策

1) 高齢者の生きがいづくり ✔ 重点

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域貢献活動を支援すると同時に、地域活動の担い手育成を社会福祉協議会との協働ですすめます。

また、高齢者自身が自主的に生きがい活動を行い、交流ができるよう環境づくりにつとめ、介護予防の促進につなげます。

子どもたち、若者、子育て世代など幅広い世代が高齢者とともに交流・活動する居場所づくりに取り組みます。

主要な取組

- 介護予防リーダー養成
- 通いの場の体制整備
- 「寄り合いハウスいこい」・多世代交流センター「MIZCUL」の運営



寄り合いハウスいこい「バスケットピンポン」



多世代交流センター MIZCUL 「高齢者筋トレ」の講座

2) 就労支援と社会参加の促進

高齢者の知識と経験をいかした地域のリーダーとして活躍できる人材を育成するとともに、ハローワークや町内の事業所、シルバー人材センターなどと連携し、働くことの喜びが感じとれる社会形成につとめます。

主要な取組

- シルバー人材センターの機能強化支援
- 生活支援ヘルパー養成研修などの開催

3) 高齢期でも安心して生活できる地域づくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康的な生活を継続できるよう、地域での高齢者の見守り、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の分野におけるサービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。また、地域防災計画に基づいた災害時における避難体制の充実など、高齢者が安心して生活できるまちづくりをすすめます。

認知症の早期発見・早期対応を促進し、必要に応じた医療・介護との連携など、認知症のある高齢者に対する施策を推進するとともに、住民に対して、認知症についての理解を広めていきます。

主要な取組

- 高齢者見守り事業の推進
- 認知症に関する正しい知識の普及・啓発、早期受診の促進
- 高齢者支援センターを核とした、包括的なサービス提供体制の強化
- 介護サービス提供事業者の誘致
- 避難行動要支援者名簿の作成と災害時における安否確認などの支援
- 広域での在宅医療・介護連携の推進

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

通いの場が充実し、高齢者の地域貢献活動を支援するとともに、地域でささえ合えるまちづくりにつとめます。また、地域のリーダーとして元気な高齢者が活躍できるよう、支援につとめます。

4) 危機に備える

基本目標 2

子どもたちがのびのびと育つまち

<施策分野>

<施策>

1 子育てしやすい環境

- 1)切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進
- 2)子どもと親の居場所づくり

2 保育・幼児教育の充実

- 1)待機児童対策の継続
- 2)保育・幼児教育の質の向上
- 3)学童保育クラブの充実

3 支援が必要な子どもと家庭への支援

- 1)子どもの貧困対策の推進
- 2)ひとり親家庭等の福祉の充実
- 3)障がい等のある子どもへの支援
- 4)児童虐待の防止

4 人権教育・社会で活躍する人材の育成

- 1)豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む
- 2)社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成

5 学力向上・個性と創造力の伸長

- 1)全ての児童・生徒に確かな学力を育む
- 2)すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む
- 3)夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む

6 学校の安全・環境整備・地域連携

- 1)安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む
- 2)みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成
- 3)学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進

7 青少年の健全育成

- 1)青少年の意欲を高める事業の推進
- 2)地域と一体となった地域社会づくりの推進

2

基本目標

子どもたちがのびのびと育つまち



施策分野1 子育てしやすい環境

① 現況と課題

令和5年4月にこども基本法が施行され、国が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がもとめられています。瑞穂町では、子ども・子育て支援事業計画に加え、母子保健や子どもの貧困対策、若者支援などに関する計画を一体とした「子ども計画」を策定しました。

令和6年10月には、児童福祉法などの改正により、瑞穂町は、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「子ども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の両機能を一体化させた相談支援を行うための機能の充実をはかりました。

妊娠中・出産後に、子育てに不安を感じる人が多くなる傾向があり、ひとりで悩んでいる方も多いのが現状です。ゆりかごステーション(子育て世代包括支援センター)を内包する子ども家庭センターでは、支援を要する子ども・妊産婦などへのサポートプランの作成、関係団体や民間団体との連携など、支援体制をさらに強化する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

全ての子育て家庭や妊産婦が、未来にわたって安心して子育てができるまちとなっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
この地域で、今後も子育てをしていきたいと回答した人の割合の平均値	94.5%	95.6%

③ 施策

1) 切れ目のない妊産婦・子ども・家庭への支援の推進 重点

妊産婦、18歳未満の子どもと家庭を支援するため、交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、講習などの充実をはかります。

主要な取組

- 子ども家庭支援センター事業の継続
- 子育て世代包括支援センター事業の継続
- 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)と妊婦支援給付金など(経済的支援)の一体的な実施
- ファミリー・サポート・センター活動の継続
- 相談員の専門性の強化と相談内容に応じた適切な指導・援助
- 子育て関連事業、子育て情報の発信強化

2) 子どもと親の居場所づくり

児童館や子ども家庭支援センターなどで、子どもと親の居場所としての環境づくりを推進します。また、児童館および保育園・認定こども園の園庭開放などの「子育てひろば」活動を充実し、親子交流事業などの充実をはかります。

主要な取組

- 児童館事業の充実
- 移動児童館事業の拡充
- 「子育てひろば」活動の充実
- 親子交流事業の充実

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

- 1) 町の魅力を際立たせる
- 2) 資源を磨き生活の質を豊かにする
- 3) つながる地域づくり
- 4) 危機に備える



食育に関する子育て講座

子育て施策を充実させ、子育て家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域全体でささえられる環境を整え、支援充実につとめます。

施策分野2 保育・幼児教育の充実

① 現況と課題

瑞穂町には、公立・私立保育園9園、認定こども園1園、小規模保育事業所1園、幼稚園1園(令和8年度に認定こども園化予定)、学童保育クラブ6か所があります。瑞穂町では多様化する保育サービスに対応するため、民間活力を活用するとともに、町全体の保育サービスの拡充につとめてきました。社会構造の変容から、母親の潜在的な就労意欲は高く、共働き世帯増加の傾向は続くと想定され、引き続き待機児童ゼロの継続に取り組むことがもとめられています。

近年、保育と幼児教育の境目がなくなりつつあり、両者をふまえて質の高い幼児教育をもとめるニーズが強まっています。さらに、子育て家庭の保育サービスのニーズに対応する柔軟なサービス提供が必要です。

また、令和7年度に第五小学童保育クラブを多世代交流センター「MIZCUL」内に移転し、東京都認証学童保育クラブとして認証されました。多様化する利用者ニーズに対応可能な質の高い保育サービス提供がもとめられています。

② 瑞穂町のめざす姿

子育てに関する相談しやすい環境が整備され、「幼児期」の保育・教育サービスが充実している結果、安心して子育てができ、笑顔で過ごせています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
保育園待機児童数	0人 (令和6年4月現在)	0人
学童保育待機児童数	1人 (令和6年4月現在)	0人

③ 施策

1) 待機児童対策の継続



引き続き待機児童ゼロを継続するあらゆる施策を展開し、良質な保育サービスをめざします。また、保護者のニーズに対応するため、認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業継続を支援します。

主要な取組

- 民間保育所に対する様々な支援
- 認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育事業継続支援

2) 保育・幼児教育の質の向上



延長保育や乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)など、多様化する保育サービスに柔軟に対応するとともに、保育士の知識・技術の向上を支援します。さらに、保育環境の充実をはかります。

主要な取組

- 保育についての知識や技術の向上のため、保育士などを対象とした各種研修の実施
- 延長保育の充実、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の充実
- 施設の改築などによる保育環境整備

3) 学童保育クラブの充実



多様化する利用者ニーズに対応するため、様々な児童の受入体制を整備するとともに、支援員などの知識や技術の向上を支援します。

主要な取組

- 学童保育クラブ事業の充実
- 支援員などの知識や技術の向上
- 延長保育、期間限定保育の充実
- 第二小学童保育クラブの整備による学童保育環境の向上、待機児童の解消
- 施設の増改築などによる学童保育環境の整備

4) 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画

5) 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

保育の質を高めるとともに、充実した保育・幼児教育事業を推進します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

感染症などの発生・拡大時に備え、環境の充実、対応につとめます。

施策分野3 支援が必要な子どもと家庭への支援

① 現況と課題

ひとり親家庭、障がい児、児童虐待など、支援が必要な子どもや家庭が年々増加している現状であり、その対応にはきめ細やかな取組と適切な支援体制が必要です。

ひとり親家庭の自立が一層促進されるよう、子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など、関係機関との連携の強化により、総合的な支援がもとめられています。また、貧困対策は町だけではなく、社会全体で取り組む課題であり、地域や企業の協力が不可欠です。

障がい等のある子どもへの支援については、地域における療育の場は増えてつつありますが、専門的な療育を行えるように、保健・医療に加え、児童福祉や学校保健が連携して支援することが必要です。

児童虐待の早期発見や適切な支援をはかるためには、関係機関が児童などに関する情報や支援方針を共有し、適切な連携のもとで対応していく体制の強化がもとめられています。令和6年10月に設置された子ども家庭センターを中心に関係機関との連携を強化し、児童虐待の早期発見と早急な対応をはかることが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

支援が必要な子どもと家庭が、きめ細やかな支援を受けられる環境が整っています。

③ 施策

1) 子どもの貧困対策の推進 ✔ 重点

子どもの貧困問題は社会全体で取り組むべき課題であり、地域や企業などの協力も不可欠です。瑞穂町に住む全ての子どもたちがすこやかに成長し、安心して生活できる環境を整えるため、関係機関と連携して事業の充実をはかります。

主要な取組

- 関係機関との連携による、教育、生活、就労、経済的な支援

2) ひとり親家庭等の福祉の充実 ✔ 重点

全てのひとり親家庭等の自立が一層促進されるよう、子育てや生活支援、就労支援、経済的支援など、関係機関との連携を強化し、総合的な支援を推進します。さらに、西多摩福祉事務所や社会福祉協議会など、関係機関と連携し支援の充実につとめます。

主要な取組

- ひとり親家庭等への支援充実

3) 障がい等のある子どもへの支援

病気や発達の違い、障がいのある子どもに対し必要な支援を行います。健診時などにおける発達障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、関係機関との連携により必要な支援を行います。

主要な取組

- 障がいのある子どもに対する支援充実
- 特別支援教育の推進
- 乳幼児健診などでの発達障がい児の早期発見・早期対応

4) 児童虐待の防止

地域からの情報が重要であり、虐待による重篤な事件を発生させないため、早期発見につとめるとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し未然防止をはかります。

主要な取組

- 関係機関との連携強化による児童虐待の早期発見と早急な対応
- 保護者交流事業などの充実
- 要保護児童対策地域協議会と関係機関の連携による、様々な困難事例に対する適切な支援

④ 主な関連計画

- 地域保健福祉計画
- 子ども計画
- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 教育基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費助成などにより経済的負担を軽減するとともに、家庭、学校、そして地域全体で子どもに対する支援などを行います。

4) 危機に備える

施策分野4 人権教育・社会で活躍する人材の育成

① 現況と課題

自らを尊重し他人をも尊重する人権教育の取組は、差別、虐待、いじめなどの解消に向けて一層重要となっています。学校教育では、人間尊重の理念を正しく理解するとともに、学校・家庭・地域社会との緊密な連携のもとに、社会に貢献する精神と郷土を愛する心、国際感覚を備えた人間性豊かに成長することをめざす教育を推進する必要があります。そのために、人権教育および心の教育を充実させるとともに権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心を持ち自立した個人を育てる教育を推進することが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識が育っています。

③ 施策

1) 豊かな心を育て、いのちや人権を尊重する態度を育む



人権尊重の理念を広く深く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすための人権教育を推進するとともに、いのちを大切に作る心や自他ともに思いやる心、規範意識を育む道德教育を行います。

また、インターネットやSNSなどの利用により、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないよう、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達段階に応じ指導を行います。いじめは人権侵害であり、どの学校でも、どの児童・生徒にも起こる可能性があるとの認識のもと、学校の教育活動全体を通じて指導の徹底をはかります。

主要な取組

- 人権教育の推進
- 道德教育の充実
- 情報モラルの教育の推進
- 「いじめ」に対する指導の徹底と子どもに寄り添った丁寧な対応
- SOSの出し方(自殺防止)に関する教育の推進
- 適切な性教育の実施、人権教育を基盤にした生活指導の推進

2) 社会の持続的な発展をけん引する力とグローバルに活躍する人材を育成

重点

瑞穂町の自然、文化、伝統、歴史、地域産業を知り、町を愛し、町の良さを誇りに持ち、理想とする町の未来を切り開いていける力を養うとともに、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成します。

さらに、児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜けるよう、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションをはかる姿勢や自らの考えを論理的に説明することができる能力などを育成します。

主要な取組

- ふるさと学習「みずほ学」とSDGsの視点に立った主権者教育の推進
- 英語教育、国際交流の推進
- 日本の伝統・文化理解教育の推進
- 情報教育の推進

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、町の自然や文化・伝統、歴史、現在を知り、ふるさと瑞穂を愛するとともに、理想とする町の未来を切り開いていける力を養うなかで、日本や国際社会に貢献できる児童・生徒を育成していきます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

ふるさと学習「みずほ学」による地域産業の特徴を伝えるため、町内企業との交流につとめます。

4) 危機に備える

施策分野5 学力向上・個性と創造力の伸長

① 現況と課題

今後も質の高い授業を通して児童・生徒の学力を高め、家庭学習にも主体的に取り組み、将来に向かって自立・協働・創造できるよう全力をあげて取り組んでいく必要があります。

持続可能な社会の創り手を育成するため、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行うことがもとめられています。生涯の人格形成の基礎となる資質・能力や学習意欲を培うよう、児童・生徒を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、自ら考え深める体験を重視します。

また、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの多様なウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良い状態にあること)の実現のためには、誰一人とり残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、日常の教育活動に取り入れる必要があります。互いの多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやる教育環境を個々の状況に寄り添って整えることで、児童・生徒が夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育むことがもとめられます。


② 瑞穂町のめざす姿

確かな学力の向上と、社会の変化に対応できる思考力、判断力、表現力が育成され、子どもたちの個性と創造力が豊かになっています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
平日の授業以外の勉強時間(家庭学習などの時間)が1時間以上である小学校6年生の割合	39.5%	67.0%
平日の授業以外の勉強時間(家庭学習などの時間)が1時間以上である中学校3年生の割合	51.7%	70.0%

③ 施策

1) 全ての児童・生徒に確かな学力を育む ✔ 重点 

学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を含む新しい時代にもとめられる資質・能力の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、カリキュラムマネジメントの確立を促進します。

主要な取組

- 学校内外の生活や学習の基盤をつくる教育の推進
- 生きてはたらく基礎的な知識、技能の習得をはかる教育の推進
- 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成をはかる教育の推進
- 読書活動の推進
- 地域学校協働本部の運営による放課後学習などの実施

2) すこやかな体を育て、健康的に生活する力を育む ✔ 重点

体力や技能の程度、性別や障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ体育活動や交流活動を通じて、児童・生徒がより運動に親しみ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成をはかります。

児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるよう、学習指導要領に基づき、小・中学校における各教科などを通じた食育を推進します。その際、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、食育の充実をはかります。

主要な取組

- 体力向上と健康教育の推進
- 部活動指導(指導員の派遣など)への支援
- 食育と食物アレルギー対策の推進

3) 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む

障がいのある児童・生徒に、切れ目なく、障がいの特性(知的障がい・情緒障がいなど)に合わせた継続性のあるきめ細やかな指導・支援を行い、児童・生徒が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を醸成します。また、長期化する不登校児童・生徒に対して、在籍教室外でも学習の支援が受けられるなどのシステムの充実とその実践を行います。

主要な取組

- キャリア教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 不登校対策の推進
- 「みずほあったか先生」の推進

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

地域学校協働活動を充実させ、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりにつとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

地域住民や保護者の参画により地域全体で児童・生徒を成長させる体制を構築し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。

4) 危機に備える



東京グローバルゲートウェイの体験

施策分野 6 学校の安全・環境整備・地域連携

① 現況と課題

瑞穂町の学校施設は、校舎の空調・冷暖房設備、給水管などの改修、施設の耐震化、小学校35人学級への移行のための教室改修、GIGAスクール構想による学習用タブレットおよび通信環境の整備、芝生化した校庭の維持管理の支援などを実施してきました。

また、夏季の熱中症対策、学習環境の向上や災害時の避難所機能の維持・向上を目的に、令和6年度から小・中学校の体育館への空調設備設置事業を開始し、令和9年度には全校に設置完了の予定です。

今後も、安全・安心の確保や中学校の35人学級に対応するとともに、新しい時代の学びを実現するため、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備をすすめる必要があります。

近年、様々な場面でグローバル化やデジタル化がはかられています。教育現場も例外ではなく、多くの教育機関でインターネットの活用やパソコン・タブレットといった携帯情報端末を取り入れた教育システムが主流となりつつあります。児童・生徒の支援ツールとして引き続きICT化を推進し、関係機器・施設の充実が必要です。

学校での安全教育は、日常生活のなかに潜む様々な危険を予測し、自己や身近な他者の安全に配慮した行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善・回避することができるようにするなど、基礎的な資質・能力を全ての児童・生徒に育成することが不可欠です。

学校と地域の連携については、児童・生徒の健全育成、安全の見守り、学校行事への参加、ふるさと学習「みずほ学」における専門的な指導、地域学校協働本部「放課後学習・学びのテーマパーク」の運営などに取り組んできました。今後も育成したい子どもの姿を学校と地域が共有し、保護者会、PTA活動などを通じて、教育課題、学校の教育目標、校長の学校経営計画の理解・共有をはかり、開かれた学校づくりがもとめられます。

昨今の物価および教育費の高騰に伴う子育て世帯が抱える不安を解消するとともに、子どもたちの健全な成長をささえるため、学校給食費の無償化がもとめられています。そのようななか、令和6年度から町立小・中学校に就学する児童・生徒の学校給食費の無償化、さらに町在住の児童・生徒の公平性を期すために町独自の施策として私立の小・中学校に通う児童・生徒やアレルギーにより学校給食を喫食できない児童・生徒などの学校給食費等の支援も同時にすすめてきました。

学校給食費の無償化は、子育てにおける格差をなくすために国として一律に取り組むべき施策であることから、国による支援の実施を求めていくことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

教育現場のICT環境が整備されるとともに、新しい時代の教育の実現に向けた学校と地域の連携・協働が行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
小学校スクールガードリーダーの委嘱校数	3校	5校(全小学校)

③ 施策

1) 安全で質の高い教育をささえる環境の整備と安全に生活する力を育む 重点

学校の施設・設備を定期的に点検し安全をはかるとともに、計画的に学校体育館の空調設備設置を含め学校施設の維持・整備の促進につとめます。また、学校におけるICT機器の整備・更新を順次すすめていきます。さらに学校での安全教育の充実をはかるとともに、通学路の安全対策の強化をはじめ、学校、家庭、地域、関係機関などの連携・協働による学校安全の取組の推進につとめます。

子育て世帯の経済的負担を軽減するために、町立小・中学校に通う児童・生徒の学校給食費の無償化を継続します。実施にあたっては東京都の支援事業を活用しながら保護者の経済的負担を緩和します。

また、公平性を期すために町独自の施策として私立の小・中学校に通う児童・生徒やアレルギーにより学校給食を喫食できない児童・生徒などの学校給食費についても同等の支援をしていきます。

主要な取組

- ICT環境の維持・整備の推進
- 安全教育の推進と通学路などの安全の確保
- 就学・進学に関する援助の推進
- GIGAスクール構想の推進
- 快適かつ安全・安心な学校施設の維持・整備の推進
- 今後の町立小・中学校の適正規模の研究
- 学校給食費無償化等の推進、国による支援の要請

2) みずほの教育を担う優れた教員の確保と育成

児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導ができるよう、多様な専門性を有する質の高い「チーム学校」づくりを推進するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスの変化をふまえた育成と安定的な確保をはかります。また、慣習にとらわれず、学校・教員が担う業務の適正化などに取り組み、教員の働き方改革を推進します。

主要な取組

- 教員の安定的な確保
- 教員の職務を支援する施策の展開

3) 学校・家庭・地域が連携・協働する教育活動の推進

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々なかかわりを通じて、児童・生徒が安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりを推進します。

主要な取組

- 地域学校協働活動による学習や安全対策など、学校支援の推進
- 保護者の教育参加の推進と家庭教育を担う保護者などへの支援

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- ICT教育施設整備計画
- 公共施設等総合管理計画
- 町立学校における働き方改革推進プラン
- 学校施設長寿命化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

地域学校協働活動により、地域全体で児童・生徒を育む学校づくりをすすめていきます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

地域学校協働活動により、地域全体で児童・生徒の成長をささえます。

4) 危機に備える

大規模災害時に備え、避難所機能を発揮できるよう、施設の維持管理・改修につとめます。

施策分野7 青少年の健全育成

① 現況と課題

青少年教育には、家庭・学校以外のコミュニティを用意・創出し、ありのままの自分を受け止めてくれる場(居場所)をつくることや、家庭を含めた親や教員などの大人から与えられた役割をこなすことだけでなく、青少年が社会を構成する人々の間でつながりや、関係性を豊かに構築できる空間、時間を確保することがもとめられています。そのなかで、自分で役割を見つけ、自分の意志で行動できる力を身に付けることが期待され、青少年の育成には、「自己形成空間」を提供することがもとめられています。

瑞穂町では、青少年が活躍できる多くの機会を提供するため、青少年問題協議会、地区青少年協議会、青少年委員会など多くの団体と協働による育成活動を推進しています。また、青少年育成団体や青少年自身が地域活動の企画・運営に参画する経験は、青少年の健全育成活動への関心、意欲を高めることにつながります。そのために青少年育成団体や指導者・リーダー育成への支援や効果的な事業プログラムを構築・実践することが必要です。

青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備の一層の促進をはかるため、総務省が調査した「我が国における青少年のインターネット利用に係る調査」結果では、インターネットの利用において、「トラブルに遭遇したことはない」という青少年の回答は52.4%であり「答えたくない」と回答した1.6%を考慮しても、46.0%の人が何らかのトラブルに遭遇したことがあると答えています。SNSなどを通じ、犯罪、誘拐、いじめなどに青少年が巻き込まれている現状もふまえ、青少年を有害情報から守るための取組、規範意識の醸成、意識啓発活動が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

行政、学校、家庭、地域社会が協働して、青少年健全育成活動や体験活動が充実し、青少年が心身ともにすこやかに育っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
青少年委員会活動参加者数	741人	815人

③ 施策

1) 青少年の意欲を高める事業の推進

青少年が主体性をもって地域や社会にかかわり参加する場を提供し、これからの社会を創造する青少年の豊かな人間性、社会性を育みます。

主要な取組

- こどもフェスティバルなどの事業機会の提供
- ジュニアリーダー養成講座などの体験活動機会の提供
- 青少年育成団体などへの活動支援
- 様々な公共施設を活用した活動環境の充実、居場所づくり

2) 地域と一体となった地域社会づくりの推進

学校、保育園、認定こども園などにおける安全対策はもとより、住民の積極的な地域活動への参加、関係機関の協力により、非行や事件・事故の防止につとめます。

主要な取組

- 学校などの安全対策
- 非行と事故防止活動
- 犯罪からの保護
- 関係機関と協力した青少年の相談・支援事業の充実

④ 主な関連計画

- 教育基本計画
- 子ども計画
- 生涯学習推進計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

学校、青少年委員会、地区青少年協議会など関係団体と連携し、様々な交流ができる事業を創出、支援を行います。

3) つながる地域づくり

家庭・地域・学校などに所属する様々な人々や各団体と、所属の枠を超えての交流をすすめ、地域でのつながりをより強く結び付けます。

4) 危機に備える

非行や事件・事故に巻き込まれないよう、関係機関などと連携し、見守り活動などにつとめます。

基本目標 3

豊かなこころを育むまち

<施策分野>

<施策>

1 生涯学習

1)生涯学習の推進

2)図書館活動の充実

2 文化・芸術

1)文化・芸術の振興

2)文化財保護・郷土資料の保管整理

3 コミュニティ

1)コミュニティ活動の活性化

2)地域コミュニティ活動の基盤づくり

4 平和・人権

1)平和行政の推進

2)人権の尊重

3)男女共同参画社会の推進

5 国際交流

1)国際交流の推進

2)多文化共生のまちづくり

3

基本目標

豊かなこころを育むまち



施策分野1 生涯学習

① 現況と課題

これまで生涯学習に取り込む様々なグループ、団体の形成があり、主体的かつ継続的な学習活動が展開され、生涯学習推進団体の登録数は増加していますが、団体への出前講座や人材リストについては利用が少ない状況です。

生涯学習推進団体は自主的な学習活動を支援する目的がありますが、登録団体数も増えたなかで、利用できる施設数には限りもあるため、改めて、各団体の利用方法、事業や受益者負担のあり方について見直しなどを検討する必要があります。

出前講座や人材リストの活用については、昨今のスマートフォンの普及や行動様式の変化に伴い、今後のあり方について研究していく必要があります。

瑞穂町図書館では、おはなしの会や図書館講座の開催、郷土資料館「けやき館」と連携した地域資料のデジタル化、西多摩地域の広域利用や武蔵村山市との相互利用を推進してきました。また、「本や人とゆるやかにつながり、自分の居場所と感じられる図書館」をメインコンセプトに図書館改修を実施し、誰もが居心地よく過ごせる図書館として生まれ変わり、従来の貸出中心の利用だけでなく、滞在型の利用者が増加している状況です。生涯学習をささえる図書館では、基本的な機能である図書資料の収集・保管・貸出だけにとどまらず、読書活動の推進や、デジタル資料に代表される多様化した情報資源の提供、居場所としての機能など、様々な役割がもとめられています。

多様化がすすむ社会情勢のなか、住民の学習機会を提供するとともに、郷土愛を育む文化や、多世代交流の推進がもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

誰もが、いつでも、どこでも、気軽に学習できる環境が身近にあり、住民との協働でつくりあげた多様な学習機会を通じ、世代・地域を超えた様々な交流が生まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
図書館(図書室)来館者数	82,751人	85,000人以上
生涯学習推進団体数	187団体	200団体
住民提案型協働事業実施団体数	8団体	10団体

③ 施策

1) 生涯学習の推進

生涯学習推進計画の施策を推進するとともに、全ての住民やグループが生涯にわたって学べるよう多様な講座や教室を協働によって実施します。

主要な取組

- 自主的活動、学習活動を行うグループへの支援
- スカイホール、生涯学習センターの運営・管理の見直し
- こどもフェスティバル、総合文化祭、二十歳を祝う会、住民提案型協働事業の実施

2) 図書館活動の充実 重点

地域の情報拠点として住民の学習活動や社会参加を支援するため、幅広い分野の図書館資料を収集し、調査相談・情報提供のさらなる充実につとめます。また、住民との協働でおはなしの会などの読書活動を推進し、自分の居場所と感じられる交流の場を創出するとともに、住民に親しまれる図書館をめざします。

主要な取組

- 図書館資料の充実
- 学校図書館との連携
- 西多摩地域広域利用をはじめとした貸出体制の充実
- 町内の公共施設などと連携した、住民が身近に感じられる図書館運営の推進
- 住民やボランティアなどの団体との協働による読書活動の実施
- 図書館施設の運営・充実

④ 主な関連計画

- 生涯学習推進計画
- 子ども読書活動推進計画
- コミュニティ振興計画
- 子ども計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

地域資料を充実し、町の魅力を発信します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

学校プログラム、地域の自主団体などとの連携による多様な学習機会を通じ、住民の生活を豊かにしていきます。

3) つながる地域づくり

図書館を「本」や「人」を通して様々なつながりを育む場として、また、誰もが「自分の居場所」と感じられる場所として活用します。主体的に構成されたグループや団体について、互いに連携し活動することによってつながりを広く強固なものにしていきます。

4) 危機に備える

自主活動および学習活動の場を広げるとともに、住民同士のつながりを深め、危機に対応します。



こどもフェスティバル



総合文化祭



瑞穂町図書館内



瑞穂町図書館(令和4年3月事業完了)



施策分野2 文化・芸術

① 現況と課題

瑞穂町の主要な文化活動の場であるスカイホールは、住民の文化活動や学習成果の発表の場として、総合文化祭をはじめとする多くの文化事業に活用されています。文化・芸術の空間を提供する耕心館は、ジュニアピアノコンテストなどの発表会やサロンコンサートなどが行われているとともに、耕心館の代表的な事業となった瑞穂のつるし飾りは、町外からも多くの方が訪れています。

また、町の歴史を次世代に伝えていくほか、自然や文化の拠点となる施設として整備された郷土資料館「けやき館」では、町の貴重な文化財などの保存・展示を行うとともに様々な事業を実施しています。

文化・芸術の振興のためには、優れた文化・芸術に触れる機会の提供や、町外からの町内施設への利用者および来館者を増やすと同時に、文化団体などの自主的な運営による自発的な活動が必要です。また、スカイホールについては、施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討が必要です。

文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えることで、小・中学生のふるさとのに対する愛着、関心を向上させ、後世に引き継ぐことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

スカイホール、耕心館、郷土資料館「けやき館」をはじめ、多様なプログラムの展開により、誰もが身近に自分の興味に合った質の高い文化・芸術・歴史に親しむ環境が整っています。また、施設の更新に対して時代に合ったあり方を検討します。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
スカイホール利用者数	42,294人	45,000人
郷土資料館「けやき館」来館者数	33,284人 (8,860人) [※]	40,000人 (13,800人) [※]

※ ()は新規来館者数

③ 施 策

1) 文化・芸術の振興



優れた文化・芸術に親しむ機会の提供や、文化団体などの自立支援を行います。また、スカイホールを拠点とした各種文化事業の展開、さらに耕心館と郷土資料館「けやき館」が一体となって、音楽や演劇などの文化活動を発表する場を創出し、関連事業の充実もはかります。

主要な取組

- 町内を拠点とする文化団体などへの活動支援
- スカイホールを拠点とした事業の展開、民間活力の導入も含めた今後の施設運営の検討
- 耕心館と郷土資料館「けやき館」が一体となった事業の充実

2) 文化財保護・郷土資料の保管整理

郷土資料館「けやき館」では、文化財などの保存・継承や、歴史・自然・文化などのふるさとの良さを伝えるため、ふるさと学習「みずほ学」との連携を強化します。また、小・中学生の歴史・文化などへの関心、知識を向上させるとともに、貴重な郷土資料などを収集し保管、収蔵および活用につとめます。

主要な取組

- 瑞穂町の歴史や文化に関する有形・無形資源などの保存と活用
- 文化財保護活動の普及・啓発
- 伝統芸能の後継者の育成
- ふるさと学習「みずほ学」との連携強化
- 自然保護活動の普及啓発
- ふるさとづくり推進事業の継続

④ 主な関連計画

- 生涯学習推進計画
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設個別施設計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

スカイホール、耕心館、郷土資料館「けやき館」など、それぞれの施設の持つ魅力をいかした多様なプログラムの展開により、施設とプログラムが一体となった芸術・文化空間を町外に向けても発信することにつとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

耕心館、郷土資料館「けやき館」が一体となって、地域住民のボランティアなどとの協働による事業展開につとめます。

3) つながる地域づくり

文化芸術を通して、住民のつながりを広げるとともに、周辺施設などと連携した事業展開につとめます。

4) 危機に備える

歴史や伝統の継承により、危機の対応を学びます。

施策分野3 コミュニティ

① 現況と課題

人口減少、少子高齢化による社会構造の変化、また、新型コロナウイルス感染症拡大による対面での交流が制限されたことで、地域コミュニティの主な担い手であった地縁団体が衰退傾向にあり、新たなつながりやささえ合いの仕組みがもとめられています。

瑞穂町には現在40の町内会・自治会があります。令和7年4月現在、加入率は32.0%で、この5年間で10.6ポイント下がっています。町内会・自治会加入世帯の高齢化は顕著な状況ですが、その高齢世帯の脱退、若い世代をはじめとした未加入世帯の増加、会員減少による役員への負担増に伴う役員のなり手不足などが要因となり、休会を選択した町内会もあります。町内会・自治会を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。

これまで、町内会・自治会への加入促進に取り組むほか、地域コミュニティ活性化のため、地域づくり補助金や職員地域情報コーディネーターの派遣などの支援を行ってきました。これらの支援をより効果的に行うため、令和4年度に協働推進課を新たに設置しました。町内会・自治会の未加入世帯に、町内会・自治会の必要性を認知してもらうことが必要です。

少子高齢化が進行するなかで、孤独の解消、社会的つながりの強化のためには、「ゆるやかなつながり」が重要性を増していくと考え、「テーマ型活動」と「地縁型活動」の連携など、包括的な地域活動組織の育成がもとめられています。さらに、町内会・自治会の活動を周知する方法として、SNSを活用した広報などデジタル技術の活用や「デマンド型」によるイベント参加方法の導入についても検討が必要です。

また、コミュニティの活動拠点からの事業として、武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターでの主催事業などを開催することで、コミュニティの活性化につながることを期待されています。

② 瑞穂町のめざす姿

様々な団体が地域づくりや地域コミュニティの活性化に取り組み、町内会・自治会の必要性を認識し、住民自らの自治による結束力の強い地域の姿が芽生え始めています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
これからの社会において、地域社会の活動(町内会・自治会など)に積極的に参加したいと答えた人の割合*	21.4%	22.0%
コミュニティ施設利用者数 (町民会館、地区会館、コミュニティセンター利用者数)	154,920人	184,000人

※ 住民意識調査設問より

③ 施策

1) コミュニティ活動の活性化 ✔ 重点

コミュニティ活動の活性化のため、町内会・自治会をはじめとした様々な団体の支援を行います。また、地域の様々な分野で活動する団体を把握し、新たな地域コミュニティのあり方を研究するとともに、協働事業の推進につとめます。

主要な取組

- 町内会・自治会、自主防災組織の支援・強化
- 協働事業の推進
- 各コミュニティ施設(町民会館、地区会館、コミュニティセンター、スポーツ広場など)における自主グループ・サークルによる主体的な学習活動の支援

2) 地域コミュニティ活動の基盤づくり ✔ 重点 🚆 モノレール

コミュニティ施設の管理運営方法などを検討するとともに、誰もが利用しやすい活動環境を提供します。また、多摩都市モノレールの開業を見据え、JR箱根ヶ崎駅西口の公有地を活用し、にぎわい創出をはかります。

主要な取組

- 地域との協働による各コミュニティ施設の維持管理・運営
- コミュニティセンターなどにおける主催事業をはじめ、住民の交流の場として様々な取組の支援
- JR箱根ヶ崎駅西口公有地の暫定的な活用

相乗効果

- ・ 魅力的な「駅まち空間」づくりを行うことで、ヒト・モノのにぎわいが創出され、新たなコミュニティ形成が期待できます。
- ・ 中心市街地にふさわしい商業・業務機能を誘致することで、生活利便性の向上や人口の増加が期待できます。

④ 主な関連計画

- コミュニティ振興計画
- 生涯学習推進計画
- 公共施設個別施設計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

コミュニティ施設の柔軟な利用方法を構築し、様々な人々にとっての憩いの場を形成することにつとめます。

3) つながる地域づくり

地域の多様な人々が互いに認識・交流し合う従来型の居場所のほか、これまでにない出会いや交流のきっかけを生む、新たなコミュニティの構築をめざします。

4) 危機に備える

災害時における地域での対応方法がわかる、共助の体制づくりにつとめます。



JR箱根ヶ崎駅西口公有地の活用



職員地域情報コーディネーターの派遣

施策分野 4 平和・人権

① 現況と課題

瑞穂町ではこれまで、住民一人ひとりに対し平和の大切さを訴えるため、平和祈念碑の建立、平和を象徴するアンネのバラをはじめとした平和関連樹木の植樹、平和のパネル展の実施、平和のメッセージおよび平和の語り部事業を展開してきました。終戦から80年が経過し、戦争を体験した先人・世代も少なくなり、戦争の記憶が風化しつつあります。また、現在も世界の至る所で国同士の紛争などが起こり、国際情勢の不安定な状態が続いています。平和に関して学ぶ機会を積極的に設け、平和意識の高揚をはかることが重要です。

人権を取り巻く環境は近年多様化し、児童虐待、様々なハラスメント、インターネットを利用した誹謗中傷など、人権を無視した許されない行為が増加しています。コロナ禍では、ごく身近なところでの差別・偏見などが社会問題となりました。多様化する人権問題の解決に向け、問題を抱える住民が必要な時に相談できる体制整備が必要です。配偶者などからの暴力や、児童、高齢者への虐待など、あらゆる暴力に関する相談についても、相談窓口の連携による早期発見と対応が必要です。

また、性別にとらわれることなく、あらゆる世代が、自らの希望に応じた生き方を選択できることが理想です。男女共同参画を推進するためには、男女の役割における固定観念を払拭し、性別などにかかわらず多様な人材が活躍する社会をめざし意識変革をはかる必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

平和・人権に対する意識が住民の間に浸透し、人権を尊重し合う人のつながりが形成されています。また、性別にかかわらずその個性と能力を発揮して、仕事や家庭、地域で活躍できる多様性が尊重された環境が整っています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
審議会等委員における女性比率	26.8% (令和6年4月現在)	33.0%

③ 施 策

1) 平和行政の推進

平和展の実施、平和のメッセージおよび平和の語り部事業の継続、平和の象徴であるアンネのバラなど、平和関連樹木の維持・管理などを通し、平和の大切さを改めて考える機会を提供するなど、積極的な啓発活動を行います。

主要な取組

- 平和展の実施
- 平和のメッセージ、平和の語り部事業の実施
- アンネのバラ、平和関連樹木などの維持・管理

2) 人権の尊重

いのちや人権を無視した行為に対して迅速かつ適切な対応をするとともに、人権擁護委員と協働し、人権意識の啓発や相談事業の体制整備および充実をはかります。また、DVや児童虐待の早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携を強化します。

主要な取組

- 人権擁護委員と連携した人権啓発活動、相談事業の充実
- DVや児童虐待などの早期発見、適切な対応に向けた関係機関との連携

3) 男女共同参画社会の推進



令和モデルプランの基本理念「全ての人々が希望に応じて、家庭でも仕事でも活躍できる地域社会を目指して」の実現に向け、あらゆる場での男女共同参画社会形成および多様性を尊重する意識醸成に向けた個別施策をすすめます。

主要な取組

- 男女共同参画社会推進事業の充実
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 多様な性のあり方への理解促進

④ 主な関連計画

- 令和モデルプラン

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

アンネのバラや平和祈念樹木を適正に管理し、平和意識を醸成します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

平和事業を通じ、平和について考えることで、その大切さを再認識できるようつとめます。

3) つながる地域づくり

困りごとが生じた際に、寄り添いささえ合いができる関係の構築および多様な人材が活躍する社会形成をめざします。

4) 危機に備える

災害時における避難所等での要配慮者に配慮するとともに、自分と違う立場や意見を尊重する人権意識を養います。



施策分野5 国際交流

① 現況と課題

瑞穂町は、米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、平成20年度から継続して両市町による中学生のホームステイ体験などの交流事業を行ってきました。また、平成28年6月にはタイ王国コーンケン市と友好交流に関する覚書を交わしています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での交流が制限され、両市との国際交流を推進することができませんでした。今後は、コロナ禍前のように、住民レベルでの国際交流活動を再開するためのきっかけを作ることがもとめられるとともに、相互理解・相互利益が生まれるよう創意工夫を凝らした取組・交流が必要です。

近年、外国人住民のさらなる増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化など、多文化共生施策を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。外国人住民の生活支援に目を向け、行政情報の多言語化がますますもとめられ、言葉や生活習慣の違いなどから生じる課題に対応することが必要です。

令和7年10月現在、瑞穂町には1,197人の外国人の住民登録者が暮らしています(令和2年3月対比：約1.4倍)。全ての住民が国籍、言語、文化などの違いを超えて共生し、友好関係を構築できるよう、国際的視野をもった人材の発掘・育成がもとめられています。

海外留学奨学金等支給制度を通じた青少年の海外留学への支援など、国際的視野に立った人材の発掘・育成を行う必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

姉妹都市交流事業や外国人住民などとの交流を通し、国際的な視野をもった住民が活躍するとともに、横田基地関係者との交流を推進することで、多文化共生の意識が醸成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
海外留学奨学生数(累計)	14人	19人

③ 施策

1) 国際交流の推進

姉妹都市であるモーガンヒル市や友好交流に関する覚書を締結したコーンケン市との交流を推進します。

主要な取組

- 姉妹都市モーガンヒル市との交流事業の推進
- タイ王国コーンケン市との交流の研究・模索

2) 多文化共生のまちづくり

外国人住民の社会・地域参画を促進するため、外国人住民が暮らしやすい生活環境をつくりあげます。また、国際交流の中心となる人材の育成、横田基地関係者との交流を推進します。

主要な取組

- 海外留学奨学資金等支給制度の利用促進
- 瑞穂・横田交流協会などとの連携による横田基地関係者との交流
- 外国人住民へのコミュニケーション支援

4) 主な関連計画

- 国際化推進計画

5) 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

横田基地との友好関係を活用した、各種交流事業の実施・充実をはかるとともに、様々な交流などへの支援をすすめます。

3) つながる地域づくり

姉妹都市交流の再開・実現に向け調整につとめます。国籍、言語、文化などの違いを超え、全ての住民が互いに認識・交流し合うことのできるコミュニティの実現をめざします。

4) 危機に備える

いざというときに、やさしい日本語などを活用し、外国人住民をサポートできる体制整備につとめます。



全町一斉清掃



横田基地整備群クリスマスプレゼント

基本目標 4

つながりと活力にあふれるまち

<施策分野>

<施策>

1 農業

1) 農業経営基盤の強化

2) 農地の保全と担い手の確保

3) ふれあい農業の推進

2 商工業

1) 商業の振興

2) 工業の振興

3) 企業誘致の推進

4) 新しい産業の創出・イノベーション

3 観光・イベント

1) 地域資源の充実・活用

2) 観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施

4

基本目標

つながりと活力にあふれるまち



施策分野 1 農業

① 現況と課題

瑞穂町は、農業者の高齢化や担い手不足などによる耕作放棄地や遊休農地が増える一方、意欲ある新規就農者を積極的に受け入れてきました。農業の持続的な発展のためには、農業者が持つ栽培方法などの技術の次世代への継承や、安定した農畜産物の生産に向けた様々な生産基盤の整備や維持、多様な流通網の整備と販路の拡大が不可欠です。

これまでも、スマート農業推進事業や、環境負荷軽減推進事業など、農業者の方々に寄り添う施策を実施してきました。これからも、地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業による貸借などをすすめ、生産基盤の拡充と遊休農地などの解消につとめる必要があります。

さらに、町内での営農を希望する認定農業者、農業法人などの多様な経営体も受け入れ、農地の集約化をはかるとともに、農業振興のための拠点の整備を検討することで、農業振興を推進する必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

瑞穂町の農業が主要な産業のひとつとなり、農業の特産品がブランド力をもっています。また、農地が良好な田園風景を形成しています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
農地中間管理事業などに基づく農地の貸借などを行った面積	339,605㎡	439,605㎡
新規就農者受入件数(累計)	21人	26人

③ 施策

1) 農業経営基盤の強化

農業者の経営基盤の強化に向けた支援を推進するため、国や東京都と連携して農業用施設などの整備を支援するほか、生産性向上に有効であるスマート農業を推進します。

主要な取組

- 認定農業者や認定新規就農者など意欲のある農業者の支援
- 町内で生産された農畜産物の販路開拓・拡大・PR支援
- 6次産業化の推進
- ロボット、AIなどを利用したスマート農業の導入促進

2) 農地の保全と担い手の確保

地域の農業を担う農業者に対し、農地中間管理事業などを利用した農地の貸借をすすめるほか、新規就農者の定着に向けた支援の充実をはかります。また、遊休農地の解消をはかり、優良農地の保全につとめます。

主要な取組

- 新規就農者への支援
- 農地中間管理事業の活用

3) ふれあい農業の推進

農地については、農地の貸借のほか、農業者自らが運営する体験農園や観光農園を支援するなど、農地の多面性をいかした施策を推進するとともに、地産地消の推進に取り組んでいきます。また、多摩都市モノレール延伸を見据えた、武蔵地区における新たな農用地の活用を研究します。

主要な取組

- 体験農園や観光農園の推進
- 武蔵地区における農業振興拠点の研究・検討

相乗効果

- ・ 観光農園の利用や地場農産物を購入する際の移動手段として多摩都市モノレールが利用されることで、農業の活性化が期待できます。
- ・ 農業参入する法人を積極的に誘致することで、遊休農地の解消につながるほか、雇用機会の創出が期待できます。

④ 主な関連計画

- 農業振興計画
- 産業振興ビジョン
- 都市計画マスタープラン
- 農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

農用地の良好な環境条件をいかし、新たな農業推進のための拠点形成をめざします。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

地域ブランドとなる農畜産物の支援をするとともに、優良農地を保全し、町の資源である農地の原風景を残していきます。

3) つながる地域づくり

町民農園や体験農園をきっかけとした地域の交流の場づくりをめざします。

4) 危機に備える

一時避難場所など、多面的機能を有する農地の保全につとめます。

施策分野 2 商工業

① 現況と課題

瑞穂町の中小商業事業者を取り巻く環境は、大型商業施設、ロードサイド店およびコンビニエンスストアの進出やインターネットを利用した通信販売の普及の加速などにより、非常にきびしい状況であり、これらとの共存が課題となります。また、多くの事業主にとって従業員の高齢化、人材確保、事業承継も課題となっています。瑞穂町商工会と協働で、地域に根ざした商店の活性化に向けた取組を行うとともに、農畜産物など多彩な地域資源をいかした、新たな価値を生み出すことで商業の振興と地域経済の活性化をはかることが重要です。

瑞穂町における工業は、従業員100人未満の事業所が9割以上と小規模な事業所が多い状況です。1事業所あたりの製造品出荷額等や従業員1人あたりの製造品出荷額等は多摩地域や東京都の平均と比較し高い水準となっていますが、従業員の高齢化、人材確保、事業承継が課題となっています。そのため、町内の事業所の大半を占める中小事業者の蓄積された技術の承継が課題となっています。

東京都は、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と、国内外の先端産業やスタートアップ創業者との活発な融合により、世界有数のイノベーション先進エリアに進化させる多摩イノベーションパーク構想をすすめています。

これまでも、ものづくり・DX等推進事業や中小企業振興資金融資あっせん、さらに令和7年度からは、金融機関との包括連携をきっかけとした支援アドバイザーの派遣や、こまめな企業訪問などを実施してきました。

瑞穂町の経済をささえる多種多様な業態の中小企業は、製造業をはじめ高い技術力を有しています。今後、先端技術を活用し、業種・分野の枠を超えたこれまでにないイノベーションを創出するとともに、地域における創業を支援していくことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

地域の商店と大型商業施設などが共存し、活気にあふれています。町内の工業事業者が活気にあふれ、技術力の高い工業集積地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
企業誘致奨励制度による企業立地数	3社	6社

③ 施 策

1) 商業の振興

地域に密着した商店の活性化のために、商工会が地域の商店などと連携して実施する様々な取組と人材の育成および確保や事業承継などを支援します。また、みずほブランド事業のさらなる充実をはかります。

主要な取組

- 商工会が地域の商店などと連携して実施するイベントに対する支援
- みずほブランドの推進とPR
- 商店などに対し、電子決済など、デジタル化の取組への支援

2) 工業の振興



経営基盤が不安定な中小企業に対し、融資制度の利用促進や商工会、支援アドバイザーなどの専門家と連携し、企業経営の安定に向けた支援と今後のデジタル化・DX推進に向けた支援につとめます。また、企業訪問で得た課題に対し支援策を検討します。さらに、青梅線沿線地域産業クラスター協議会などと連携し、中小企業の支援につとめます。

主要な取組

- 商工会や支援アドバイザーなどと連携した中小企業の支援
- 企業訪問の実施

3) 企業誘致の推進



雇用の確保、経済波及効果およびイノベーション創出のため、優良企業の立地を促進します。

主要な取組

- 町外の企業に対する、瑞穂町のPR
- 立地希望事業者に対する情報提供

4) 新しい産業の創出・イノベーション

重点 創生 モノレール

産業のデジタル化・DXを推進し、新たな産業イノベーションの創出や事業承継などについて支援します。また、商工会や町内金融機関などと連携し、地域における創業を支援します。

主要な取組

- 同・異業種間の人材交流の推進
- 事業承継、創業への支援
- 多摩都市モノレールNo.6駅周辺における、産業近代化拠点などの研究・検討

相乗効果

- ・産官学連携で地域資源の魅力が最大限活用・発揮され、新たな価値が生まれるとともに、産業の活性化が期待できます。
- ・先端技術の活用によりデジタル化・DXの推進、生産性や付加価値の向上および新たな製品・ビジネスが創出され、雇用者の増加が期待できます。

④ 主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- 工業振興計画
- 都市計画マスタープラン
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

インキュベーション（新たに創業をめざす起業家の育成）を図り、事業成功に導くための支援をします。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

町の産業力を高めるために、最先端技術の活用や新しいサービスを生み出し、あらゆる産業の価値を高めます。

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

施策分野3 観光・イベント

① 現況と課題

瑞穂町の観光資源である自然豊かな狭山丘陵やさやま花多来里の郷、郷土資料館「けやき館」などには、多くの観光客が訪れます。また、産業まつりをはじめ各種イベントでは、住民や団体が主体となって、様々なイベントが開催され、互いの交流がはかられています。令和4年度から観光・プロモーション係が新設され、瑞穂町シティプロモーション基本方針を軸に、観光PR動画の作成や公式キャラクターみずほまるを活用したプロモーション活動など、様々な事業を実施してきました。

今後は、観光資源の磨き上げや工夫を凝らしたイベントを充実させ、町内外に町の特色や魅力を積極的に発信していくことで、関係人口を増加させ、地域経済の活性化と持続的な発展につなげていくことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

自然や文化資源、観光資源、特産品などがそれぞれ魅力的で際立つことで、住民や来町者が充実した時間を過ごすことができるとともに、瑞穂町の認知度が上がります。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
観光情報サイトアクセス数	29,697件	42,760件
さやま花多来里の郷入園客数 (カタクリ開花時期)	6,783人 (令和7年)	12,000人

③ 施策

1) 地域資源の充実・活用 ✔ 重点 モノレール

シティプロモーション基本方針に基づき、地域資源の充実をはかります。また、複数の自治体にまたがる狭山丘陵については周辺自治体と広域で連携した観光施策を推進します。

さらに、多摩都市モノレール延伸を見据え、瑞穂町の風景や産業、歴史や文化なども含めた複数の要素を組み合わせ、新しい地域資源の可能性について探求していきます。

主要な取組

- 自然豊かな観光資源をいかした観光事業の実施
- イベントの内容、運営方法の見直し
- 特産品や地域資源の新しい活用方法の検討
- ふるさと納税返礼品募集事業の実施
- 町内外に向けたプロモーションの実施

相乗効果

- ・ 多摩都市モノレール延伸により、新たな人の流れが創出され、これを機に多摩都市モノレールNo.6駅では狭山丘陵をはじめとしたまちの観光拠点としての役割も期待できます。
- ・ 産官学連携で特色のある駅を整備することで、関係人口が増加し、地域資源やまちの観光・イベント情報を広く周知する役割も期待できます。

2) 観光情報の発信・協働によるイベント事業の実施 ✔ 重点

より多くの人々に観光・イベントの情報が行き渡るよう、観光ガイドブックや観光情報サイト、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用した観光情報の発信につとめます。また、各種団体や事業者、住民と連携・協働し、特色あるイベント活動を推進します。

主要な取組

- 観光・イベント情報のタイムリーな情報発信
- 様々な情報発信ツールの活用
- 公式キャラクターの活用による発信力の強化

④ 主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- シティプロモーション基本方針

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

様々な情報ツールを活用し、観光資源を際立たせます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

町の観光資源をいかし、多摩都市モノレールとの組み合わせによる相乗効果が起きるよう、新たな価値の創出につとめます。

3) つながる地域づくり

住民との連携強化をはかり、地域同士がつながる事業を創出します。

4) 危機に備える



観光PR動画「瑞穂町ここは東京」

瑞穂町公式キャラクター

みずほまる



基本目標 5

環境にやさしい安全・安心なまち

<施策分野>

<施策>

1 危機管理・防災・災害対策

- 1) 災害に強いまちづくりの推進
- 2) 危機対応・危機管理体制の強化
- 3) 防災施設・設備の充実
- 4) 消防力の強化

2 安全・安心な生活の確保

- 1) 防犯施策の推進
- 2) 消費生活の向上
- 3) 交通安全の充実

3 基地対策

- 1) 生活環境の保全
- 2) 補助事業の拡充要請

4 環境にやさしい生活の推進

- 1) 地球温暖化対策および環境保全活動の推進
- 2) 循環型社会の推進
- 3) 公害などへの対応

5 自然環境と共生するまち

- 1) 自然環境の保全と環境整備
- 2) 緑地の保全

5

基本目標

環境にやさしい安全・安心なまち



施策分野1 危機管理・防災・災害対策

① 現況と課題

近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害、土砂災害の頻発など、これまで経験したことがない災害が頻発しています。令和6年1月に発生した能登半島地震では、孤立地域が多数発生するなど、これまでには見られなかった問題が顕在化しました。

これからは、激甚化する風水害や想定されている首都直下地震に対し、より一層の備えをする必要があります。

住民の生命や財産を守る危機管理対策は、差し迫った課題であり、総合的な危機管理対応がもとめられます。各種災害を想定した官民協働で一体的に取り組むために、災害協定の締結、備蓄品などの整備、災害対応能力の向上など、危機管理に対応した総合的な体制づくりが必要です。

地域における防災力を高めるためには、災害時に緊密な連携が可能となる体制づくり、要配慮者への対応、防災教育の充実などが重要です。防災施設・設備の面では、安全な避難場所の確保、適切な避難所の運営など、万全な防災基盤の確立が必要です。令和7年度には、石畑防災広場の拡張整備工事を行い、防災基盤を拡充するとともに、地域防災計画を改定しました。

また、消防団などの機能を一層高めるため、火災予防の徹底と住民の防火意識の向上のほか、消防装備の充実をはかるとともに、地域で活躍する消防団員を確保することも重要です。


② 瑞穂町のめざす姿

官民協働で対応する総合的な危機管理により、住民の生命や財産が守られ、災害対応が確立された災害に強いまちとなっています。

■ 施策数値指標


指標名	現状値	令和12年度目標値
総合防災訓練参加者数	1,314人	2,300人

③ 施策

1) 災害に強いまちづくりの推進 ✔ 重点 

災害に強い都市の形成をはかるため、建築物の耐震性強化を推進します。火災の発生、危険物の存在などの危険要因への対処など、災害に強いまちづくりの推進につとめます。

- 主要な取組**
- 地震に強い都市づくりの推進
 - 安全な市街地の整備、再開発
 - 道路、橋りょうの整備
 - 治水対策の推進
 - 無電柱化の推進
 - 避難場所・防災広場などの適正な維持管理

2) 危機対応・危機管理体制の強化 ✔ 重点 

各種計画・マニュアルなどについて、社会情勢に応じて不断の見直しを行うとともに、自主防災組織などとの連携強化、備蓄品、資器材などの整備を促進するとともに、元狭山広域防災広場および石畑防災広場の適正管理を行います。また、庁舎を防災拠点とした関係機関・団体とのネットワークの強化、災害予防・災害応急対策・災害復旧の訓練などを実施し、危機管理の強化につとめます。

- 主要な取組**
- 自助・共助の意識を高めるため防災訓練、防災教育の充実
 - 生活必需品、災害用資材、医薬品、衛生用品などの備蓄整備
 - 災害時協定締結事業者などの拡充
 - 要配慮者への適切な対応

3) 防災施設・設備の充実

重点 モノレール

多摩都市モノレールの延伸、土地区画整理事業などをふまえ、それぞれの場所で必要に応じた避難場所・防災広場などの防災施設・設備の充実をはかります。

主要な取組

- 指定緊急避難場所、指定避難所における防災施設・設備の維持・管理
- 避難場所・防災広場などの整備・拡充
- 多摩都市モノレールNo.6駅周辺の防災拠点施設の研究

相乗効果

- ・ 災害時に対応できる一時避難所を整備することで、人口増加にも対応する災害対応力の向上が期待できます。
- ・ 防災備蓄倉庫等の新たな防災拠点施設を整備することで、地域の防災力向上が期待できます。

4) 消防力の強化

福生消防署との連携強化をはかるとともに、消防団員の確保および活動環境の改善促進、防火施設の整備による機能強化など、火災予防・消火活動のさらなる強化につとめます。

主要な取組

- 福生消防署との連携強化
- 女性消防団員を含む団員確保に向けた広報活動
- 消防団員の活動環境の改善促進
- 消防施設などの適切な維持管理
- 防火水槽・消火栓などの適正配置の推進

④ 主な関連計画

- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 業務継続計画(BCP)【地震編】
- 立地適正化計画
- 国民保護計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

防災対策を推進し、安全・安心なまちづくりを推進します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

自主防災組織連絡協議会・消防団などの地域の防災組織、福祉関連施設、団体・学校など既存組織との連携を強化します。また、既存の公共施設などを防災拠点としても活用できるよう、備品などの整備を推進します。

3) つながる地域づくり

自分のいのちは自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を醸成し、地域が持つ知恵と力をつなげ、危機対応力を強化します。

4) 危機に備える

住民、企業、団体、行政それぞれが互いに役割を理解しつつ、連携して危機に対処できる体制を構築します。

施策分野2 安全・安心な生活の確保

① 現況と課題

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、瑞穂町では、防犯カメラの設置、防犯情報メール配信、わんわんパトロール事業などを実施しています。

近年、多発している特殊詐欺発生抑止のため、自動通話録音機を貸与する制度も実施していますが、特殊詐欺などの犯罪が巧妙化し、住民が不安に感じる犯罪が増えています。安全で安心して暮らせるまちづくりをすすめるためには、特殊詐欺に関する知識向上と被害防止にかかる取組について普及啓発するとともに、犯罪が起きにくい環境の整備が必要です。

消費生活の向上では、消費生活相談窓口を開設し、商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブルなどの相談に、専門の消費生活相談員が情報提供や助言などを行い、被害の未然および拡大防止をはかっています。また、消費者講座などを通じ、消費者が複雑かつ多様化する消費者問題に対応できるよう知識の向上をはかっています。消費者被害の防止や消費者意識の高揚、特殊詐欺などの新たな犯罪に関する情報提供や対策、社会情勢に即した適切な消費行動の実践などが必要です。

交通安全については、交通環境の整備による安全の確保のほか、子どもや高齢者の交通事故防止に対し、令和5年度、令和6年度で自転車用ヘルメット着用促進補助事業を実施しました。今後も、各種広報活動や交通安全に関する教室を通じて、住民への意識啓発が重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

犯罪・事故の少ない安全で安心して暮らせるまちのなかで、自立した消費者による適切な消費生活が送れています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
犯罪発生件数	239件 ^{※1} (令和6年12月現在)	175件以内
交通事故発生件数	71件 ^{※2} (令和6年12月現在)	100件以内

※1 犯罪発生件数(年間) 警視庁ホームページより

※2 交通事故発生件数(年間) 警視庁交通年鑑より

③ 施策

1) 防犯施策の推進 

福生警察署との連携を強化し、犯罪抑止につとめるとともに、犯罪をさせない環境整備を推進します。また、防犯パトロール事業の展開、防犯対策事業の推進などにより、防犯環境を充実します。さらに、更新した防犯カメラを活用し、防犯だけではなく防災対策にも運用します。

- 主要な取組**
- 福生警察署との連携強化
 - 防犯カメラの適正管理・運用
 - 防犯パトロール事業の展開
 - 防犯対策事業の推進
 - 防犯協会や防犯ボランティアなどとの協働

2) 消費生活の向上

特殊詐欺などの新たな犯罪に関する情報提供や対策、消費者被害の防止や消費者意識の高揚、関係機関との連携強化をはかり、消費生活の安定・向上を確保するための消費者施策を推進します。

- 主要な取組**
- 特殊詐欺など、新たな犯罪に関する情報提供、対策周知
 - 消費者を守るための多様な情報提供、意識啓発
 - 東京都消費生活総合センター、警察、福祉行政関係機関などとの連携強化

3) 交通安全の充実

子どもや高齢者の交通安全・事故防止のため、福生警察署などと連携し、道路環境の改善、放置自転車対策、交通安全への意識啓発など、交通安全の充実・強化につとめます。

- 主要な取組**
- 福生警察署との連携強化
 - 交通安全推進協議会との連携
 - 道路における交通安全設備の整備要望、推進
 - 放置自転車対策の推進
 - 交通安全教室などの交通事故防止に向けた事業展開

④ 主な関連計画

● —

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

住民一人ひとりの防犯意識などの向上のため、きめ細やかな情報提供につとめます。

4) 危機に備える

犯罪や事故が起きにくい、安全・安心なまちをめざします。

施策分野3 基地対策

① 現況と課題

米軍横田基地に起因する諸問題の解決に向けては、国および米軍に対し、周辺自治体との連携のもと、迅速かつ適時的確な対応・要請を行っています。また、米軍横田基地北側の新たなゲートの運用について、関係機関と協議を行い、瑞穂町の防災対策に向けた取組もすすめています。平成30年10月から正式に配備された、CV-22オスプレイは、令和3年7月に1機が追加配備となりました。米軍は段階的に合計10機を配備するとしていますが、現時点で横田基地に常駐するオスプレイは6機となっています。

基地問題の根本的な解決は、基地の整理・縮小・返還です。しかしながら、基地は国防上極めて重要であることも認識し、瑞穂町が受けている生活環境の障害解消に向け、基地に起因する諸問題の解決、住民の生活に与える不安の軽減や生活への支障を生じさせないことが必要です。また、更新した騒音測定器により、航空機騒音の被害実態をより正確に把握し、全ての航空機騒音の軽減をもとめる必要があります。

防衛省補助事業の拡充要請については、基地が存在する以上、運用の変化はいつでも起こりえるため、瑞穂町の現状を強く訴え、補助金や交付金をもとめる必要があります。

さらに、住民が抱える騒音や各種事項などへの不安の解消をはかるため、町議会・周辺自治体と連携して、安全・安心対策について、機会をとらえ、強く要請活動をすすめていくことが重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

住民の生活環境が保全されるとともに、基地に起因する諸問題による不安感が軽減され、住民が大きな不安を抱くことなく、安心して生活できるまちとなっています。

③ 施 策

1) 生活環境の保全

基地に起因する数ある諸問題を解決するため、航空機飛行における安全対策・航空機騒音などに対する環境配慮など、住民の生活に与える不安の軽減や、生活への支障を生じさせないよう、国や米軍横田基地に対策をもとめながら、相互に信頼できる関係を構築します。また、基地に関する情報を収集し、住民に迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、国や関係機関に対し、軍民共用化に対する反対を強く訴えていきます。

主要な取組

- 航空機騒音の実態把握のため、騒音測定の実施
- 航空機騒音の軽減、基地の安全対策・環境配慮など、基地の整理・縮小・返還を含めた必要な措置の国や関係機関に対する要請
- 町議会、基地周辺自治体やその他関係機関との連携強化
- 基地に関する正確な情報収集と迅速かつ的確な情報提供
- 国や関係機関に対する、軍民共用化への反対姿勢を堅持

2) 補助事業の拡充要請

基地の存在により瑞穂町が受けている被害実態を把握し、生活環境の保全と必要となる補助金・交付金を国に対し要請していきます。また、住宅防音工事については、告示後住宅の救済など、対象区域、対象施設の拡大を要請していきます。

主要な取組

- 生活環境の保全と、必要となる補助金・交付金の拡充要請
- 補助対象施設や要件など、補助採択基準の見直しの要請
- 住宅防音工事にかかる告示後住宅の救済や、対象区域、対象施設の拡大要請

④ 主な関連計画

● —

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

基地に起因する諸問題の解決をめざし、住民が快適に暮らせるよう粘り強く要請していきます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

施策分野4 環境にやさしい生活の推進

① 現況と課題

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けています。地球温暖化に伴う気候変動は、近年、記録的短時間豪雨や局地的大雨、大型で強い台風をもたらし、国内でも甚大な被害が発生しています。また、令和7年には国内で観測史上最も高い気温が記録され、異常高温が続きました。熱帯夜等の日数の増加、高温による農作物の生育障害や品質低下なども懸念されています。

瑞穂町では地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を平成24年に策定し、平成28年度には国の地球温暖化対策計画に基づいた第二次の計画を策定し、令和3年度には国の地球温暖化計画の改定に伴い第三次地球温暖化対策実行計画を策定して町行政の事務事業から発生する温室効果ガスの削減に取り組んでいます。一方、住民や事業者に対しては、省エネルギーを意識した行動を啓発し、町全体で温室効果ガスの削減をはかる必要があります。

瑞穂町の住民1人あたりの1日のごみの排出量は、令和6年度実績で855グラムと多摩地域で3番目に多いことから、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))によるごみの減量に取り組み、「循環型社会」の実現をめざすことが重要です。ごみの減量を目的に、令和7年10月から「瑞穂町ごみ分別アプリ」を導入したことで、デジタル化による住民の利便性の向上につながり、今後もさらなるごみの分別促進につとめていく必要があります。

騒音、振動、悪臭などの発生源は、工場・事業所、建設作業、飲食店・小売業、住宅や個人など多様であるため、速やかな発生源の把握とその対策につとめていくことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

住民や事業者と協働による環境保全活動が実践され、再生可能エネルギーが有効活用されるとともに、ごみの排出量が減少し、環境負荷の少ない暮らしが営まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
町行政の事務事業から発生する温室効果ガス排出量・削減率 [※]	2,597,382kg-CO2 △27.6% (令和5年度)	1,905,000kg-CO2 △46.9%
1人1日あたりのごみ排出量	855 g	821 g

※ 温室効果ガス排出量、削減率は第二次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成29年2月)で基準年とした平成27年度の排出量3,589,094kg-CO2を基準

③ 施 策

1) 地球温暖化対策および環境保全活動の推進

住民の健康や生活環境の確保をはかるため、環境配慮行動の実践を促進し、環境保全活動の基盤づくりにつとめます。また、廃食用油から航空燃料を製造する取組など、様々な温室効果ガスの排出量抑制につとめます。

主要な取組

- 公共施設での再生可能エネルギー利用の推進
- 住民・事業者などと連携し、温室効果ガスの排出量の抑制
- 地球温暖化対策や気候変動にかかる情報発信
- 環境への配慮行動の啓発と誘導

2) 循環型社会の推進

3Rを推進するため、リサイクルプラザの適正な管理運営につとめ、ごみの減量と再資源化についての啓発を行うなど、循環型社会の実現に向けた取組を推進します。

主要な取組

- 分別収集体系の堅持、適正な廃棄物処理と再資源化の促進
- リサイクルプラザの効果的・効率的運営、近隣自治体のリサイクル施設との共同化に関する研究
- 災害廃棄物処理対策

3) 公害などへの対応

公害などの発生を防止し生活環境を保全するため、関係機関などと連携し、工場・事業所、住民に対し適切な事業活動や生活行動についての啓発を行います。

主要な取組

- 公害などの発生源の速やかな把握
- 関係機関と連携した相談体制の整備
- 環境パトロールや地域の関係者と連携した不法投棄の監視体制の強化
- 全町一斉清掃の実施や地域コミュニティによる環境美化活動の推進

④ 主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 一般廃棄物処理基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

環境配慮に対する正確な情報を提供し、環境配慮行動を実践します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

住民や事業者などと協働した生活環境の保全を推進します。

4) 危機に備える

地球温暖化対策や気候変動の影響について啓発します。



ごみ分別アプリ

施策分野5 自然環境と共生するまち

① 現況と課題

瑞穂町は都市的な利便性がある一方、狭山丘陵に代表される魅力のある自然環境が豊かなまちです。狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、さやま花多来里の郷のカタクリの子生や、残堀川にはカワセミなどが生息し、こうした町の貴重な自然環境を後世に継承する取組が必要です。

生物多様性は、私たちの暮らしに不可欠な水や食料をはじめ、心の潤いや精神的な充足、多様な文化など様々な恵みをもたらすものであるとともに、自然災害の防止や軽減にも寄与しています。自然環境や生物多様性を保全することは、人間と自然の共生が確保されるとともに、地球温暖化による気候変動の影響への適応にもつながり、持続可能な社会を実現する上で重要です。

樹木や屋敷林、平地林については、瑞穂町の自然環境、景観を守るために、所有者および関係機関との連携・協力のもとに緑の保全につとめることが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

狭山丘陵をはじめとする豊かな緑と様々な生き物を守り、人と自然が共生するまちとなっています。

③ 施策

1) 自然環境の保全と環境整備 ✔ 重点

貴重な動植物が生息する瑞穂町の豊かな自然環境を保全します。さらに、その魅力について啓発する機会を増やすことによって、人と自然との共生について理解を深めていきます。

主要な取組

- さやま花多来里の郷の環境保全
- みずほエコパークの充実
- 生き物が生息しやすい水辺環境の維持
- 外来生物、外来植物の拡大防止
- 生物多様性の保全についての情報発信と関係者との協働

2) 緑地の保全

豊富な緑と自然的景観の保全をはかるため、屋敷林・平地林・狭山丘陵など、まとまった緑については所有者との連携や法的枠組みの活用など、多様な手段を活用しながら、保全をすすめます。

主要な取組

- 保存樹木・樹林・屋敷林の保全事業の推進

④ 主な関連計画

- 環境基本計画
- 緑の基本計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

瑞穂町の豊かな自然環境の魅力を発信します。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

多くの住民が町の豊かな自然環境に誇りが持てるよう保全活動を推進します。

3) つながる地域づくり

狭山丘陵周辺自治体との連携を推進します。

4) 危機に備える



さやま花多来里の郷



みずほエコパーク

基本目標 6

便利で快適に暮らせるまち

<施策分野>

<施策>

1 計画的なまちづくりの推進

- 1) 多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備
- 2) 計画的な土地利用の推進
- 3) 土地区画整理事業の推進

2 公共交通

- 1) バス交通の充実
- 2) 鉄道の充実
- 3) 多摩都市モノレールの整備促進

3 住宅・公園

- 1) 居住環境の整備
- 2) 住宅セーフティネットの形成
- 3) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討
- 4) 計画的な公園整備および維持管理

4 道路・河川

- 1) 幹線道路等の整備
- 2) 町道等の整備と適切な維持管理
- 3) 歩行者などが利用しやすい道路の整備
- 4) 河川環境の整備

5 下水道

- 1) 下水道事業の充実
- 2) 浸水対策の推進

6

基本目標

便利で快適に暮らせるまち



施策分野1 計画的なまちづくりの推進

① 現況と課題

多摩都市モノレール延伸について、東京都は、令和6年度に都市計画決定を行い、令和7年度には事業概要および用地測量説明会を開催するなど、着実にすすめられています。また、町では、令和6年度に「多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画」（以下「まちづくり基本計画」という。）を策定しました。これは、新駅周辺まちづくりの進展により、町全体、ひいては多摩地域全体の発展に波及していくことを目的として、町全体に関するまちづくりの方向性および新駅周辺のまちづくりをとりまとめたものです。さらに、住民で組織された「モノレールを呼ぼう 瑞穂の会」など、住民と一体となり多摩都市モノレール延伸に対する機運も一層高まっている状況です。

都市計画の区域区分については、無秩序な市街化を抑制するとともに、商業、工業、農地、住宅といった適正な用途地域の指定や、令和6年度に策定した立地適正化計画に基づく緩やかな誘導が必要であるとともに、中心市街地における低未利用地の増加を防ぎ、町全体で秩序ある土地利用がもたらわれます。

土地区画整理事業は、道路、公園、下水道などの公共施設を整備し、土地の区画を整え、一体的に市街地形成と土地の有効利用をはかるための都市計画事業です。瑞穂町では、箱根ヶ崎駅西地区と殿ヶ谷地区の2か所で行われ、栗原地区については、事業化に向け支援を行っている状況です。土地区画整理事業の推進にあたっては、地域住民の理解と協力が不可欠であると同時に、関係機関との協議、調整などを行うことも必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

既存市街地や市街化調整区域においても、時代の変化をふまえつつ地域の実情に合わせた、快適で生活の質が高いと感じられる空間が形成されています。

③ 施策

1) 多摩都市モノレール延伸と一体となった駅周辺の整備 重点 創生 モノレール

多摩都市モノレール延伸の恩恵が町全体、多摩地域全体の発展に波及するように、駅周辺を新たなにぎわいの創出や多様な人々の交流の拠点として、新しい町の顔づくり、交通結節点となる地域の拠点的あり方を検討します。また、快適な歩行空間と自転車などが利用しやすい環境を備えた交通拠点などの整備について、関係者などと調査研究し、整備の方向を明確にしていきます。

事業中や今後の新たな土地区画整理事業においては、駅周辺の整備の方向性と連携させ、住宅・商業・工業などの多様な用途を適正に配置・誘導し、調和した魅力ある都市空間の創出をはかります。

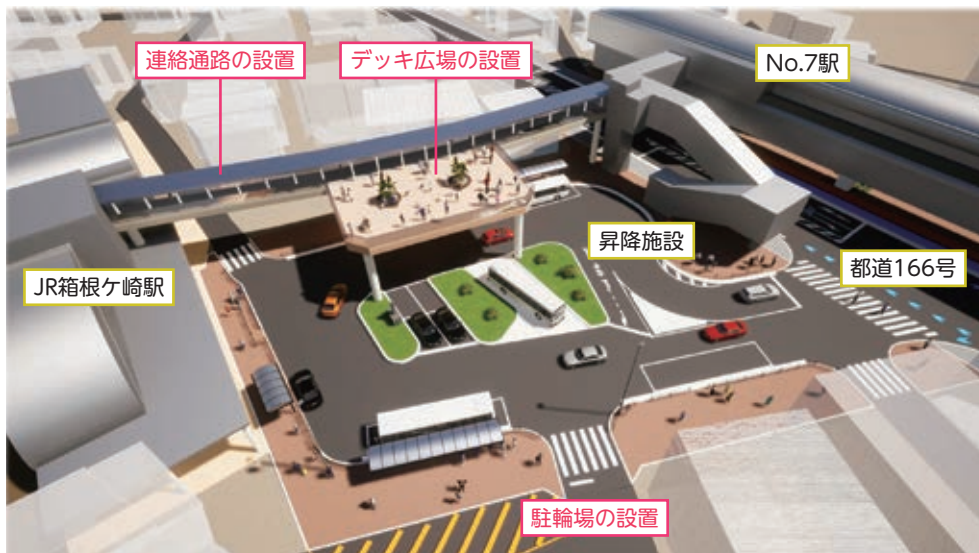
主要な取組

- JR箱根ヶ崎駅、多摩都市モノレール新駅周辺のまちづくりの具現化に向けた調査・研究、整備計画の策定
- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の推進
- 殿ヶ谷土地区画整理事業の推進
- 事業中や新たな土地区画整理事業と連携した都市空間の創出

相乗効果

- ・ 産業系ではイノベーションやデジタル研究開発、農業系では6次産業やスマート農業等の近代的な産業の誘致・育成が期待できます。
- ・ 都市機能の強化や新たな住宅地供給、公共交通網が充実することで、関係人口が増加し、住民生活や産業活動の活性化が期待できます。

【駅前空間の整備イメージ】



多摩都市モノレールを契機とした瑞穂町まちづくり基本計画より抜粋

2) 計画的な土地利用の推進

重点 モノレール

都市計画マスタープランの全体構想および地区別構想をふまえ、圏央道や国道16号などの広域交通利便性をいかした産業立地を促進するとともに、令和7年3月に策定した立地適正化計画に基づき、町の特性をいかした持続可能な都市の集約化・効率化につとめます。

また、多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画をふまえ、新青梅街道沿道や既成市街地を含め多摩都市モノレール延伸と一体となった整備の方向性を明確にし、利便性の高い快適に住み続けられるまちづくりをすすめます。

主要な取組

- 都市計画の適正化
- 市街地整備の促進、区域区分の適正化
- 多摩都市モノレール沿線のまちづくりの推進

相乗効果

- ・ イノベーション創出やスマート農業等の近代的産業の導入を促進する機能と交通結節点機能等とが融合した拠点の形成が期待できます。

3) 土地区画整理事業の推進

重点 モノレール

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業は、多摩都市モノレールの延伸を見据え、事業を促進します。殿ヶ谷土地区画整理事業は、多摩都市モノレール延伸に伴う事業系用途に適した整備を行うとともに、快適に過ごせる空間づくりを促進します。

組合設立準備中である栗原土地区画整理事業は、事業化に向け、最適な事業運営手法等の研究や準備会への支援を行います。また、現在施行中の土地区画整理事業の進ちょく状況と社会情勢をふまえ、今後の新たな土地区画整理事業の事業化に向けた調査をすすめます。

主要な取組

- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の推進
- 殿ヶ谷土地区画整理事業の推進
- 栗原土地区画整理事業の事業化に向けた研究・支援
- 新たな土地区画整理事業の事業化に向けた調査

相乗効果

- ・ 殿ヶ谷土地区画整理事業完了にあわせて、武蔵地区における産業近代化拠点の形成等により、町の新たな産業拠点の創出が期待できます。
- ・ 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業による道路・公園等の整備を行うとともに、宅地の利用促進を図ることで、駅周辺の活性化が期待できます。

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 東大和市・武蔵村山市との共同によるモノレール沿線まちづくり構想
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 立地適正化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

駅周辺における町の顔となる空間形成や、にぎわい、交流を生み出すまちづくりをすすめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

地域の特性に応じたまちづくりを推進し、安全で快適な都市空間の形成につとめます。

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

【地区別構想図(中心地区)】



施策分野2 公共交通

① 現況と課題

瑞穂町の公共交通は、JR八高線、民間バス、都営バス、コミュニティバス、そしてデマンド交通など新たな移動手段も含め運行されています。しかし、令和6年度に実施した長期総合計画後期基本計画策定に関する住民意識調査において「できれば引っ越したい」理由の上位に「交通の便が悪い」(80.8%)が上がるなど、公共交通の利便性が引き続き大きな課題となっています。

公共交通においては、人口減少による利用者の減など課題があり、働き方改革や運転士不足などから事業環境の悪化も見込まれています。公共交通の持続可能性の向上をはかるためにも、自動運転など新たな交通手段を継続して研究するとともに、事業実施に向けた財源の確保など、関係機関に対し強く要請していくことも重要です。

また、2030年代半ばとされる多摩都市モノレールの延伸後は、立川方面へ乗換なく移動可能になり、西武線や京王線などとの乗換利便性が向上することで、移動経路の選択肢が充実します。

その効果を最大限引き出し、その恩恵を町全体に波及させるため、町内各地区と駅とのアクセス利便性を確保することが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

町内における地域間の移動や、町内各地域から町外への玄関口であるJR箱根ヶ崎駅を結ぶ公共交通が充実し、住民誰もが円滑に移動することができます。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
できれば引っ越したい理由のうちの「交通の便が悪い」の割合(の減少)	80.8%	80.0%



多摩都市モノレール

③ 施策

1) バス交通の充実 重点 創生 モノレール

関係機関に対し、JR箱根ヶ崎駅や町内の主要な施設へアクセスできる利便性の高いバス交通の運行を推進、路線の維持につとめます。さらに、自動運転など新たな公共交通の検討・研究を行います。

主要な取組

- 地域公共交通会議における今後の公共交通のあり方の検討
- 地域公共交通計画に基づく公共交通の維持・改善
- コミュニティバスの維持・改善
- デマンド交通の本格実装に向けた利用促進
- 自動運転技術導入に向けた研究
- 民間バス事業者への運行路線拡充や運行本数などの維持・改善に向けた調整

相乗効果

- ・ 町内各地区と多摩都市モノレール延伸に伴う新駅とのアクセス利便性を確保することで、町全体の公共交通利便性向上が期待できます。
- ・ 多摩都市モノレール新駅周辺に広がる住宅地からの移動手段の選択肢が増えることで、公共交通を利用できる時間帯の拡大が期待できます。



自動運転バス



デマンド交通「チョイソコみずほまち」

2) 鉄道の充実

町外への交通手段として重要であるJR八高線利用者の利便性の向上を促進します。

主要な取組

- JR八高線の運行本数増加などの要請
- JR八高線新駅設置の要請
- JR八高線の複線化と車両基地の整備促進の要請
- JR八高線との交通アクセスの向上

3) 多摩都市モノレールの整備促進



重点



モノレール

多摩都市モノレール延伸の早期実現に向けて、関係機関、町議会、沿線自治体および住民などと連携し、事業実施に向けて準備をすすめます。

主要な取組

- 関係機関、町議会、沿線自治体、住民などとの要請活動
- 多摩都市モノレール基金の積立

相乗効果

- ・ 多摩都市モノレール延伸に係る都市計画決定が告示されたことにより、今後の具体的なまちづくりに関する様々な事業の実施が期待されます。

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 東大和市・武蔵村山市との共同によるモノレール沿線まちづくり構想
- 立地適正化計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 地域公共交通計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

公共交通が発達し、機動性が優れ、利便性が向上するとともに、住民の生活がより豊かになるようつとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

電気車両などに切り替え、環境に優しい燃料での運行ができるようつとめます。

3) つながる地域づくり

公共交通を利用することと、高齢者など外出機会の増加に取り組みます。

4) 危機に備える



施策分野3 住宅・公園

① 現況と課題

住宅は、生活の基盤であると同時に、まちを形づくる基本的な要素であり、住民生活の質はもとより、まちの活力や景観、地域社会の維持形成と密接に関係しています。

令和6年度に実施した長期総合計画後期基本計画策定に関する住民意識調査では、「問2-1「ずっと住み続けたい」を選んだ主な理由は何ですか」の問いに対し、約4割の方から「治安が良い」と回答がありました。

近年、人口減少・超少子高齢社会、核家族化がすすみ、空き家の増加が問題となっています。適切な管理が行われていない空き家などは、防災、防犯、衛生、景観といった住民の生活環境に深刻な影響をおよぼす可能性があります。町内における空き家などの管理者に対し、適切に管理するよう働きかけを行う必要があります。

町内の世帯構成でみると、高齢者世帯が増加しています。バリアフリーに配慮した住宅改修を含めた居住環境づくりが重要です。また、町営住宅については、長寿命化に向けて、改修・修繕を行い、安全な住環境の整備が必要です。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に起因する企業、事業所などでテレワーク勤務の普及が見られます。勤務先まで出勤するのではなく、自宅近くでのオフィススペースで勤務するなど、今後、新しい働き方を実践する様々な作業空間がもとめられると予測されます。

公園は、特色ある公園づくりにつとめ、安全で工夫をこらした公園整備をすすめています。遊具および設備の維持管理につとめるとともに、子どもから高齢者まで、だれもが安心して楽しめる公園整備を推進していく必要があります。

② 瑞穂町のめざす姿

安全性・利便性・快適性を備えた住宅や、魅力ある公園が存在し、緑があふれる暮らしやすい住宅地が形成されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
住民の定住意向指数	45.8%	55.0%
住民1人あたりの都市公園面積	38.30㎡	37.55㎡

③ 施 策

1) 居住環境の整備

令和7年度に改定した住宅マスタープランに基づき、安定した生活環境の確保と向上を推進します。また、魅力ある居住環境のもとで、誰もが安心して生活できるように、災害に強い安全な住まいづくりや、地区計画や開発指導により、ゆとりのある優良住宅地の創出をはかるとともに、豊かな自然と市街地の緑が融合する質と量のバランスのとれた住環境の形成を推進します。

主要な取組

- 既存住宅の耐震化やバリアフリー化の推奨
- 地区計画の活用による住環境保全・誘導
- 土地区画整理事業による新たなまちづくりを通して都市公園の整備

2) 住宅セーフティネットの形成

住宅の確保に配慮を要する高齢者や障がいのある人、子育て世帯などが、可能な限り住み慣れた地域で暮らせるよう、それぞれの実情に応じた住まい確保への支援を推進します。また、町営住宅については、長寿命化計画に沿った維持管理につとめます。

主要な取組

- バリアフリーに配慮した住宅改修の促進
- 住宅設備改修における給付、日常生活用具給付事業の推進

3) 空き家等の適正な管理、活用方法の検討

令和7年度に策定した空家等対策計画に基づき、町内に存在する空き家などの適正な管理を働きかけるとともに、空き家対策を推進します。

主要な取組

- 空き家などの適正な管理の周知
- 空き家対策の推進
- 空家等対策条例(仮称)の制定

4) 計画的な公園整備および維持管理 ✔ 重点

居住空間の魅力を高める要素のひとつである公園の計画的な整備を推進します。また、従来の緑化や遊具などの整備だけでなく、地域の特性をふまえ、住民が集まる地域のシンボルとなるような、特色ある公園づくりを推進します。

主要な取組

- 都市計画公園の整備促進、既存公園の維持管理
- 地域との協働による公園などの維持管理
- 地域との協働や民間事業者の活用なども含めた新しい公園整備・運営のあり方の検討
- 箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業地内の稻荷ヶ丘公園・駅西公園・宿西公園の整備

4) 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 住宅マスタープラン
- 緑の基本計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 立地適正化計画
- 空家等対策計画

5) 「重視すべき視点」からの配慮事項

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1) 町の魅力を際立たせる | 各地区に特色ある公園を整備します。 |
| 2) 資源を磨き生活の質を豊かにする | 公園や緑地がつながり、地域の特性をいかした快適な生活空間を提供します。 |
| 3) つながる地域づくり | 多くの公園ボランティアが存在し、公園の維持管理につとめます。 |
| 4) 危機に備える | |

施策分野4 道路・河川

① 現況と課題

東京都が整備をする新青梅街道(都道5号新宿青梅線)の拡幅については、早期完成に向け整備を要望しています。新青梅街道は、町内主要道路ネットワークの核となる都市施設であるとともに、箱根ヶ崎方面への多摩都市モノレール延伸に向けて、道路の拡幅工事は不可欠です。引き続き、東京都に対し事業促進を要望していく必要があります。

幹線道路以外の道路については、主要生活道路や生活道路などの道路の役割に応じて、道路幅員の拡幅や通行者の安全確保などの改善をはかっていく必要があります。

町道においては、日々の巡回や定期的な調査により適宜応急措置や計画的な維持補修を行い、良好な道路機能を維持することが重要です。また、交通事故防止を目的に、カラー舗装やガードパイプ、ポストコーンを設置したりするなど、歩行者、自転車、自動車など様々な交通主体の安全確保につとめます。さらに、大地震などの緊急時は避難や救援活動、物資輸送のために、いち早く道路の通行の確保につとめるとともに、緊急輸送道路などの防災上重要な道路では無電柱化を推進する必要があります。

瑞穂町には、多摩川の支流の残堀川と荒川の支流の不老川の2水系があります。不老川については、引き続き、関係市と連携して河川改修に向けた要請活動が必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

主要幹線道路などについて安全で安心な移動が確保されているとともに、適切に整備、維持管理されています。

③ 施策

1) 幹線道路等の整備 ✔ 重点 モノレール

東京都施行の都市計画道路については、今後も東京都に対し継続的に早期整備を要請します。町施行の都市計画道路については、国や東京都の補助事業の活用など財源を確保しながら整備を行い、特に、福生都市計画道路3・5・23号(石畑中央線)の着実な事業推進につとめます。また、幹線道路以外の道路のそれぞれの位置付けをふまえ、道路改良など整備につとめます。

- 主要な取組**
- 都市計画道路の整備促進に向けた国や都との連携
 - 道路改良等整備の推進

相乗効果

・多摩都市モノレールNo.6駅開業と、福生都市計画道路3・5・23号(石畑中央線)の整備に伴う青梅街道と新青梅街道との接続により、生活利便性がいっそう向上するだけでなく、石畑防災広場のアクセスルートが拡幅され都市防災機能が向上するほか、将来的な公共交通機能の発展が期待できます。

2) 町道等の整備と適切な維持管理 ✔ 重点

既存の道路および橋りょうについて、計画的な維持管理につとめ、良好な道路環境を維持します。また、地権者の理解と協力を得るなかで、狭あい道路の解消につとめるとともに、道路冠水被害を防ぐため、雨水排水設備の設置および機能維持につとめます。さらに、都市防災機能の向上を目的として、緊急輸送道路における無電柱化に取り組みます。

- 主要な取組**
- 道路ストック総点検をふまえた町道の維持管理、橋りょうの維持補修
 - 交通安全施設の整備
 - 狭あい道路の解消
 - 法定外公共物(里道)の適切な維持管理や財産処分など
 - 緊急輸送道路における無電柱化の推進

3) 歩行者などが利用しやすい道路の整備

歩行者が安心して通行できる歩行空間や自転車が安全に走行できる通行空間の整備を推進します。

主要な取組

- 主要幹線道路の整備に合わせたゆとりある歩道幅員の確保
- 歩行者などにおける道路交通の円滑化

4) 河川環境の整備

必要に応じて、河川・水路の整備を行い、自然環境に配慮した河川環境を創出します。

主要な取組

- 水路の維持管理
- 不老川水系における河川改修に向けた要請活動

④ 主な関連計画

- 都市計画マスタープラン
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- 道路整備方針
- 無電柱化推進計画
- 立地適正化計画
- 多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想
- 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画
- 地域公共交通計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

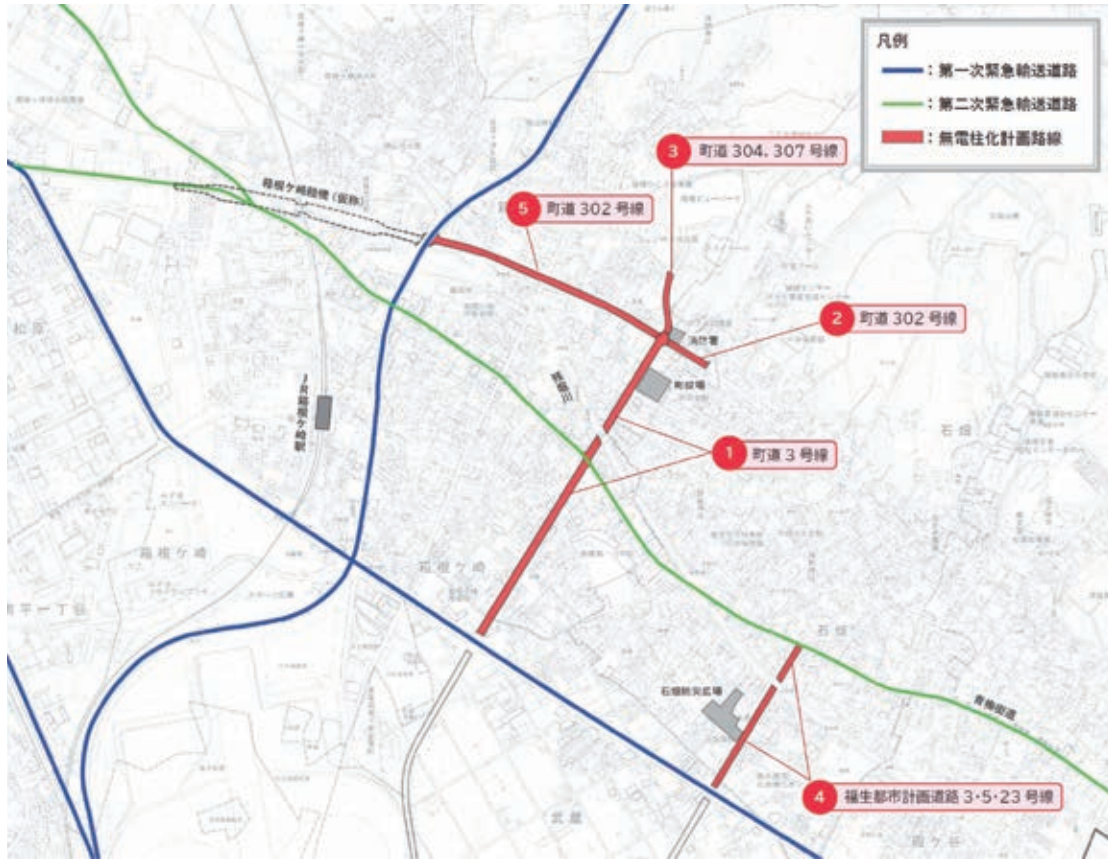
安全で快適な道路整備を促進し、良好な道路機能を維持していきます。

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

緊急輸送道路など、都市防災上の重要な路線において無電柱化を推進します。

【無電柱化計画路線図】



無電柱化推進計画より抜粋

施策分野5 下水道

① 現況と課題

瑞穂町の公共下水道は、汚水と雨水をそれぞれ別系統で排水する分流方式を採用しています。令和6年度末の汚水の整備率は88.4%、水洗化率は97.5%、雨水の整備率は45.2%となっており、令和7年9月に長岡1号幹線(雨水)が完成するなど、順調に進ちょくしています。上水道は、東京都が広域的に実施する水道事業を利用しています。

瑞穂町は、昭和49年度に下水道事業に着手してから50年が経過します。一般的な下水道管きよの標準耐用年数は50年といわれています。一方、駒形汚水中継ポンプ場は、稼働から41年が経過し、設備の更新が今後必要となってきます。老朽化に伴う管きよにおける事故を起こさないよう、維持管理から更新・改築費用も含め、計画的に下水道管きよなどの更新を実施することが重要です。さらに、公共下水道業務継続計画(BCP)に基づき、災害が発生した場合においても、速やかな復旧対応ができるよう応急復旧体制の強化をはかる必要があります。

下水道事業費は、下水道使用料、受益者負担金、国・都の補助金、瑞穂町の一般財源から成り立っています。今後の整備、維持管理などに多くの費用がかかります。下水道事業の長期的な運営を持続させるために、令和2年度から地方公営企業法の一部を適用した、地方公営企業会計に移行しました。財政マネジメントの強化をはかるとともに、安定した下水道経営がもとめられます。

② 瑞穂町のめざす姿

下水道施設の整備・維持管理が計画的に実施され、快適な生活環境が確保されています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
下水道整備率(汚水事業)	88.4%	88.8%
下水道整備率(雨水事業)	45.2%	58.9%

③ 施策

1) 下水道事業の充実 ✔ 重点 モノレール

下水道施設の計画的・効率的な整備を促進します。また、下水道施設の維持管理と健全な下水道経営を推進します。

主要な取組

- 下水道計画区域内の未整備区域における下水道(汚水)施設の整備
- 下水道施設の維持管理
- 下水道施設の耐震化、長寿命化などの促進
- 地方公営企業会計に基づく健全な下水道経営の推進
- 多摩都市モノレール延伸に伴う下水道の整備推進

相乗効果

・多摩都市モノレール延伸に伴う新青梅街道の拡幅工事により、雨水幹線および主要な雨水枝線の整備促進が期待できます。

2) 浸水対策の推進 ✔ 重点

都市化の進展に伴う雨水流出の増大や大型台風、局地的集中豪雨などによる道路や住宅地の冠水・浸水被害に対応するため、浸水対策を推進します。

主要な取組

- 雨水管きよの整備・維持管理
- 雨水貯留施設などの設置・維持管理
- 環境に配慮した雨水利用の促進・啓発
- 公共施設(建築物)の新設・改修の際の雨水流出抑制

④ 主な関連計画

- 下水道プラン(経営戦略)
- 公共下水道ストックマネジメント実施計画
- 公共下水道業務継続計画(BCP)
- 下水道総合地震対策計画
- 雨水管理総合計画
- 上下水道耐震化計画(上下水道)
- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

下水道事業をより一層推進し、快適で安全に暮らせる都市基盤の形成につとめます。

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

大規模な水害などに対応できる雨水対策施設を整備するとともに、災害時には公共下水道業務継続計画（BCP）に基づいた迅速な対応につとめます。

基本目標 7

総合計画の実現に向けて

<施策分野>

<施策>

1 協働の推進

- 1) 協働型社会の推進
- 2) ボランティアセンターみずほの活動支援
- 3) 住民の声を反映する行政運営

2 情報発信・情報提供

- 1) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有
- 2) 行政情報の発信力強化

3 持続可能な
行財政運営体制の構築

- 1) 戦略的な行政運営
- 2) デジタル化・AI化への対応
- 3) 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用
- 4) 機能的な組織
- 5) 広域行政

4 公共施設マネジメント

- 1) 既存施設の持続可能な維持管理
- 2) 個別施設計画の整備・運用
- 3) PPP/PFIの活用、導入するための調査および研究



施策分野1 協働の推進

① 現況と課題

瑞穂町では、平成26年度に「瑞穂町協働宣言」を策定するとともに、平成30年度には、協働のさらなる推進のための協働事業ガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを推進しています。協働の理念を広く住民に周知するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会と瑞穂町協働フォーラムを開催し、様々な協働事例を紹介し、協働の理念や仕組みを発信しています。令和4年度から協働のさらなる推進のために協働推進課を新たに設置しました。また、令和5年度からは住民、地域などが抱える問題や課題を解決するため、各種団体等と町をつなぐ「協働の窓口 みずほマッチング」を設置し、協働に関する様々な相談、提案などを受け付けています。

そのなかでも包括連携協定事業では、相互に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用し、それぞれの強みをいかすことで地域の活性化に寄与しています。

さらに、住民提案型協働事業をはじめ、ボランティアが主体となっている瑞穂のつるし飾り、OHAKOプロジェクトなどが展開されています。

今後も、誰もが地域の一員として活躍できる地域づくりと地域のささえ合いを強化していくことが必要です。また、人を呼び込みひき付ける、住みたいまち、働きたいまちにするためにも、新たに町にかかわる人々との協働をすすめていくことがもとめられます。


② 瑞穂町のめざす姿

協働が推進され、住民、企業、各種団体、NPO、ボランティアなどと行政が協力し、地域の課題の解決に取り組まれています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
包括連携協定締結数	7団体	14団体

③ 施策

1) 協働型社会の推進 ✔ 重点  創生

住民や地域などが抱える問題や課題を解決するため、「瑞穂町協働宣言」や協働事業ガイドラインに沿った協働の実現を推進します。

主要な取組

- 地域に関する問題や課題に関しての、地域と行政間の情報共有、地域内のリーダー育成
- 庁内における各種協働事業の情報収集、共有
- 住民や活動団体、企業などと行政をつなぐコーディネート促進

2) ボランティアセンターみずほの活動支援

誰もが気軽に相談し、地域活動に参加できるコミュニティを実現するため、住民同士で助け合うボランティア活動の推進を支援します。さらに、地域の問題を自ら解決するため、地域の担い手を創出するための支援をするとともに、ボランティア団体やNPO団体などが育成され、地域で活躍できるよう支援します。

主要な取組

- 個人ボランティアやボランティア団体、NPO団体などの育成への支援
- ボランティアセンターみずほによる活動への支援

3) 住民の声を反映する行政運営

住民の声をより多く反映するために、誰もが行政運営に参加・参画することができるよう、機会の提供や、手法の拡充を促進します。さらに、有権者および未来の有権者の政治・選挙に対する意識向上のための効果的な啓発につとめます。

主要な取組

- 町長への手紙などの広聴機能の充実
- 住民が行政に参加しやすい場の提供や積極的な情報提供
- 選挙啓発活動の推進

④ 主な関連計画

- 協働事業ガイドライン
- コミュニティ振興計画
- 瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針
- 地域保健福祉計画
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 生涯学習推進計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

地域で活動する団体間の連携・ネットワーク化の促進をはかり、地域の課題に対し、多様な主体が力を合わせた取組を展開することで、ささえ合える文化を定着させます。

4) 危機に備える

施策分野2 情報発信・情報提供

① 現況と課題

瑞穂町では、広報紙「広報みずほ」の発行やホームページ、メール配信サービス、瑞穂ケーブルテレビでの広報番組「みずほニュース」、観光情報サイトなど、様々な手法により町政に関する情報発信を行っています。また、SNSなど(Facebook、X、YouTube)による発信も行っています。なお、ホームページでは、誰もがアクセスしやすい環境を整え、情報発信を充実させてきました。

近年、技術革新による急速なデジタル化の進展により、様々な情報媒体が生まれるなか、誰もが必要な情報をわかりやすく、知りたい時に入手できるよう、受け取る側の視点に配慮した工夫をすることが重要です。

今後、新技術の進歩に伴い、さらなるSNSなどの媒体の多様化が見込まれます。引き続き、それぞれの媒体の特性をいかした効果的な情報発信について、組織的な活用方法を検証・検討し、積極的な情報提供に取り組みます。

② 瑞穂町のめざす姿

行政に関するあらゆる情報を住民と適切に共有できています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
ホームページ等年間アクセス数*	1,621,716件	1,800,000件

※ 町公式ホームページのほか、観光情報サイトや図書館などのサイトのアクセス数も含まれる。

③ 施策

1) 住民にわかりやすい情報提供・情報共有



重点

住民が行政サービスを必要な時に適切に利用するために、包括的・総合的な行政情報など、様々な情報を適切な手段により提供します。

主要な取組

- 広報紙「広報みずほ」の発行
- ホームページの運営・管理
- 暮らしの便利帳などの情報冊子の提供
- メール配信システム、SNSの組織的な活用・検討
- 広報番組「みずほニュース」の制作・放送

2) 行政情報の発信力強化

瑞穂町の対外的なイメージの形成や認知度の向上、地元経済の活性化、住民が町に愛着が持てるよう、情報を受け取る側の視点に配慮した戦略的な宣伝活動(シティプロモーション)を推進します。

主要な取組

- 多様なメディア、情報ツールを活用した観光資源・特産品などの情報提供
- 住民・民間企業・団体などとの連携による情報発信、イベントの開催
- 公式キャラクターの活用による発信力の強化

④ 主な関連計画

- シティプロモーション基本方針

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

情報を受け取る側の視点に配慮した戦略的な宣伝活動により、町外からの来訪者が増加するとともに、知りたいときに的確に情報が得られるようつとめます。

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

災害発生時など、様々なツールで情報収集し、情報を提供します。



広報みずほ



みずほニュース収録



施策分野3 持続可能な行財政運営体制の構築

① 現況と課題

新型コロナウイルス感染症の流行による非接触型の環境づくりや、給付金の給付対応から、デジタル化の動きが大きく加速しました。多様化かつ高度化した行政ニーズに応えるため、安定した行政サービスを持続的、効果的に提供しつつ、喫緊の問題に対し、迅速に、かつ柔軟に対応することがもとめられています。このようななか、新たな行政課題に対応するため、協働推進部やデジタル推進課を設置するなど、積極的な組織改編を行っています。

社会構造の変容は、個々の事情に応じた働き方の多様化にとどまらず、働くこと自体への多様な価値観を生み出し、職業としての選択にも影響をもたらしています。瑞穂町においては、職員の定年が引き上げられ、働く期間が長期化し、多様な雇用形態の職員で構成される組織となることが見込まれます。これまで以上に組織横断的な業務の推進をはかり、時代のニーズにあった職員研修を充実させるとともに、職場環境において多角的なアプローチが必要です。

瑞穂町の財政運営において、歳入については、町税がリーマンショック以前の水準が見込まれるなかで、町民税については個人所得や法人所得ともに緩やかな上昇となっていますが、物価高の影響や社会情勢をふまえると、今後の先行きは不透明です。歳出については、社会保障経費の増大、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、激甚化、頻発化がすすむ自然災害への備え、多摩都市モノレールの延伸に伴う新たなまちづくり、それにあわせた社会基盤整備など、様々な財政需要に対応する必要があります。コスト抑制もふまえ、事業間の連携をはかるとともに、財政基盤を堅持し持続可能な財政運営を行うことが必要です。

② 瑞穂町のめざす姿

効果的・効率的な行政運営が行われ、持続可能なまちづくりが行われています。

■ 施策数値指標

指標名	現状値	令和12年度目標値
住民の住みよさ指数	38.2%	45.0%
町政全体の満足度	34.5%	40.0%
町税収納率	97.5%	98.6%
経常収支比率	94.0%	80.0%台

③ 施策

1) 戦略的な行政運営

人口減少、社会経済状況などの変化に対応した戦略的な行政運営を行うとともに、限られた資源を効果的に活用し、質の高い行政サービスを提供できるよう、時代に即した行政改革を推進します。また、実行されている施策や事業の定期的な見直しを行い、各種施策にはSDGsの視点を取り入れます。

主要な取組

- 行政目標に即応する組織への改編
- 事務改善、事務事業のあり方の見直し
- 類似業務や同種業務の統廃合の検討
- SDGsの視点を取り入れた施策の推進

2) デジタル化・AI化への対応

急速な人口減少に伴う人材確保の困難に対応するため、費用対効果を勘案しながらAIなどを活用したデジタルツールの導入を推進し、職員の業務効率化と住民サービスの維持・利便性向上を実現します。

主要な取組

- 行政事務へのデジタルツールの導入や、AIなどの新技術の研究・検討
- 新しい技術に対応した情報セキュリティ対策の実施
- マイナンバーカードの利活用、対応促進
- 情報・文書の適切な管理

3) 健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用



歳入の多角化、安定化に向けた取組や、民間活力の導入、費用対効果意識の徹底や長期的な視点による財政支出を検討し、安定した財源の確保と歳出の抑制による健全な財政運営を推進します。

主要な取組

- 町税の適正な課税、収納率の向上
- 新たな財源確保策の検討
- 事務事業にかかるコスト削減
- 民間活力の導入によるコスト削減の検討

4) 機能的な組織

住民ニーズの多様化や社会潮流の変化、複雑化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、業務を効果的・効率的にすすめることができる機能的な組織づくりや人材の育成を推進します。

主要な取組

- 柔軟で機能的な組織づくりの推進
- 自己啓発しやすい環境の整備
- 時代のニーズに合った職員研修の実施
- 働き方改革の実践、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境の形成
- 知識と経験を備えた高年齢層職員の活用

5) 広域行政

複数の自治体で共同運営、行政サービスの広域化をすることでサービスの向上と経費の削減が可能となる事項について、積極的に研究するとともに、瑞穂町の独自性をいかしつつ広域行政を堅持します。

主要な取組

- 瑞穂斎場組合、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合、福生病院企業団、羽村・瑞穂地区学校給食組合との連携
- 西多摩地域広域行政圏協議会との広域行政の推進

④ 主な関連計画

- 行政改革大綱
- 行政改革大綱実施細目
- 定員適正化計画
- DX推進方針
- DX推進方針実施計画

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

生成 AI などの先端技術を導入・活用することで住民と職員双方の利便性を向上させ、持続可能な行政サービスを実現します。

3) つながる地域づくり

4) 危機に備える

情報を適切に管理できるセキュリティ対策を講じながらすすめます。

施策分野4 公共施設マネジメント

① 現況と課題

瑞穂町では、平成28年度、国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定し、さらに、令和5年度には、公共施設の整理、統廃合など再編を含めた施設のあり方についての方向性を定めた公共施設個別施設計画を策定しました。公共施設の多くは老朽化がすすんでいるとともに、将来的な人口減少が見込まれているなか、公共施設を人口構造に見合った適切な機能と規模で更新することが必要です。

昨今の原材料費や人件費の高騰により建設費が大幅に上昇しており、今後も上昇することが予想され、適切な対応がもとめられます。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設の更新などの際には、適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、PPP/PFIなどの民間活力の手法を検討すると同時に、施設の整理統合や除却を実践することが必要です。

さらに、令和7年3月に多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の都市計画決定が告示され、今後のまちづくりにおいて、地域の課題に対応した公共施設整備について、議論を深めなければなりません。

近年、道路、橋りょう、下水道などのインフラ施設の劣化による事故が全国各地で起きている状況です。耐用年数を超過する施設の更新時期を見据え、インフラ施設における老朽化対策を強化するとともに、更新時の事業量の平準化が重要です。

② 瑞穂町のめざす姿

公共施設などが、適切に維持管理され、限られた経費のなかで今後の更新・除却などを含め、最適化に向けた見直しが行われ、住民の誰もが安全で快適に施設を利用できています。

③ 施策

1) 既存施設の持続可能な維持管理

人口動向や社会情勢などの変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設などを長期的な視点で最適に配置するとともに、耐用年数を超過する施設や設備の更新時期を見据え、事業量の平準化やライフサイクルコストの最小化につとめます。

主要な取組

- 町が管理する全ての公共施設、インフラ施設の適正な維持管理
- 公共施設などの集約化・複合化・除却の検討

2) 個別施設計画の整備・運用

✓ 重点 ④ モノレール

住民が安全で快適に公共施設などを利用できるよう、全ての施設について、適切な運営や維持管理をするため、個別の施設維持管理計画を整備します。

主要な取組

- 町が管理する全ての公共施設、インフラ施設の維持管理計画、実施方針の策定、見直し
- 行政改革推進本部会議を中心とした公共施設マネジメントの推進

相乗効果

- ・多摩都市モノレール延伸に伴う新たなまちづくりを検討するなかで、立地場所を含めた個別施設の再配置や機能の集約化が期待できます。

3) PPP/PFIの活用、導入するための調査および研究

✓ 重点 ④ モノレール

PPP/PFI導入ガイドラインをふまえ、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えたPPP/PFI活用の検討を推進し、創意工夫と財政資金の効率的使用をふまえた公共サービスを研究します。

主要な取組

- PPP/PFIの活用、導入をはかるための調査、研究

相乗効果

- ・多摩都市モノレールNo.6駅周辺の産業近代化拠点を中心に、多摩都市モノレール延伸の利便性をいかした公共施設の整備が期待できます。
- ・民間事業者の参入可能性を高め、金融機関の投資意欲の向上や様々な業種・規模の事業者の参入が期待できます。

④ 主な関連計画

- 公共施設等総合管理計画
- 町営住宅長寿命化計画
- 橋りょう長寿命化修繕計画
- 下水道維持管理計画
- 公共施設個別施設計画
- PPP/PFI導入ガイドライン

⑤ 「重視すべき視点」からの配慮事項

1) 町の魅力を際立たせる

2) 資源を磨き生活の質を豊かにする

公共施設の管理運営について、人々が集まり利用される方法に改善すると同時に、適切な公共施設の配置につとめます。

3) つながる地域づくり

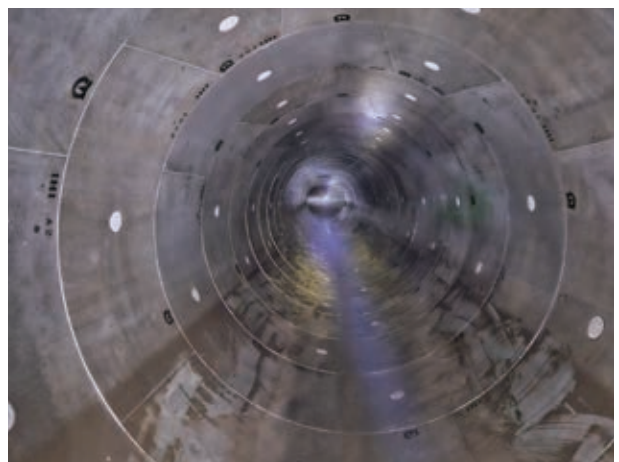
住民が集える魅力的な施設の維持管理や整備につとめます。

4) 危機に備える

適切な管理を行い、危機に対応できる状態を維持できるようつとめます。



長岡1号幹線布設工事現場見学会



長岡1号幹線布設工事(令和7年9月事業完了)

SDGsと基本計画との関係

1) SDGs の位置付け

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、わが国では経済、社会および環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。そのため、SDGsの理念による、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。第5次瑞穂町長期総合計画で掲げた将来都市像の達成に向けて、SDGsの視点と第5次瑞穂町長期総合計画の施策を一体的に取り組むこととします。

2) SDGs の取組と目標

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献することとしていますが、目標やターゲットはグローバルで国全体として取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から取捨選択し、各地域の実情にあわせて、取り組んでいくことが必要です。


















そのため、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) が示した視点を基本にして、第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画とSDGsを次のように整理しました。

■ 持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

 目標 1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標 2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 目標 3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標 4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 目標 5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	 目標 6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 目標 7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 目標 8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	 目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する
 目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	 目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する
 目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	 目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	

(出典)
外務省国際協力局「持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組」

■ SDGsの目標(ゴール)と対応施策分野一覧

基本 目標	誰もが健康で すこやかに暮らせるまち						子どもたちがのびのびと育つまち							豊かなこころを育むまち				
	1 健康づくり・スポーツ	2 疾病の予防・地域医療体制	3 社会保険制度	4 地域・生活福祉	5 障がい者福祉	6 高齢者福祉	1 子育てしやすい環境	2 保育・幼児教育の充実	3 支援が必要な子どもと家庭への支援	4 人権教育・社会で活躍する人材の育成	5 学力向上・個性と創造力の伸長	6 学校の安全・環境整備・地域連携	7 青少年の健全育成	1 生涯学習	2 文化・芸術	3 コミュニティ	4 平和・人権	5 国際交流
				○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
						○	○	○										
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
							○	○		○	○	○	○	○			○	
																		
																		
					○	○											○	
																		
				○	○	○			○	○	○	○					○	
	○	○		○	○	○										○	○	
																○		
																		
																		
															○			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○	○			

※ 各施策分野の名称の上には、上表のうち主要な目標を表記しています。

つながりと活力にあふれるまち			環境にやさしい安全・安心なまち					便利で快適に暮らせるまち					総合計画の実現に向けて			
1 農業	2 商工業	3 観光・イベント	1 危機管理・防災・災害対策	2 安全・安心な生活の確保	3 基地対策	4 環境にやさしい生活の推進	5 自然環境と共生するまち	1 計画的なまちづくりの推進	2 公共交通	3 住宅・公園	4 道路・河川	5 下水道	1 協働の推進	2 情報発信・情報提供	3 持続可能な行財政運営体制の構築	4 公共施設マネジメント
										○						
○																
			○	○						○		○				
						○										
			○	○									○			
○	○					○	○				○	○				
						○										○
○	○	○													○	
○	○	○						○	○		○	○				○
																○
○			○	○		○	○	○	○	○	○	○				
○	○	○		○		○	○									
			○			○	○	○			○	○				
○	○					○	○				○	○				
○		○					○	○								
				○	○								○			○
			○	○		○	○		○	○			○	○	○	



資料編

瑞穂町長期総合計画とは

総合計画は、地方自治体におけるすべての計画の基本となり、まちづくりを推進するための計画です。瑞穂町では、昭和53（1978）年に最初の総合計画となる「瑞穂町まちづくり総合計画（第1次長期総合計画）」に始まり、平成3（1991）年に「瑞穂町長期総合計画（第2次）」、平成13（2001）年に「瑞穂町長期総合計画（第3次）」、平成23（2011）年に「第4次瑞穂町長期総合計画」を策定し、このたび令和3年度を初年度とする第5次の総合計画を策定しました。

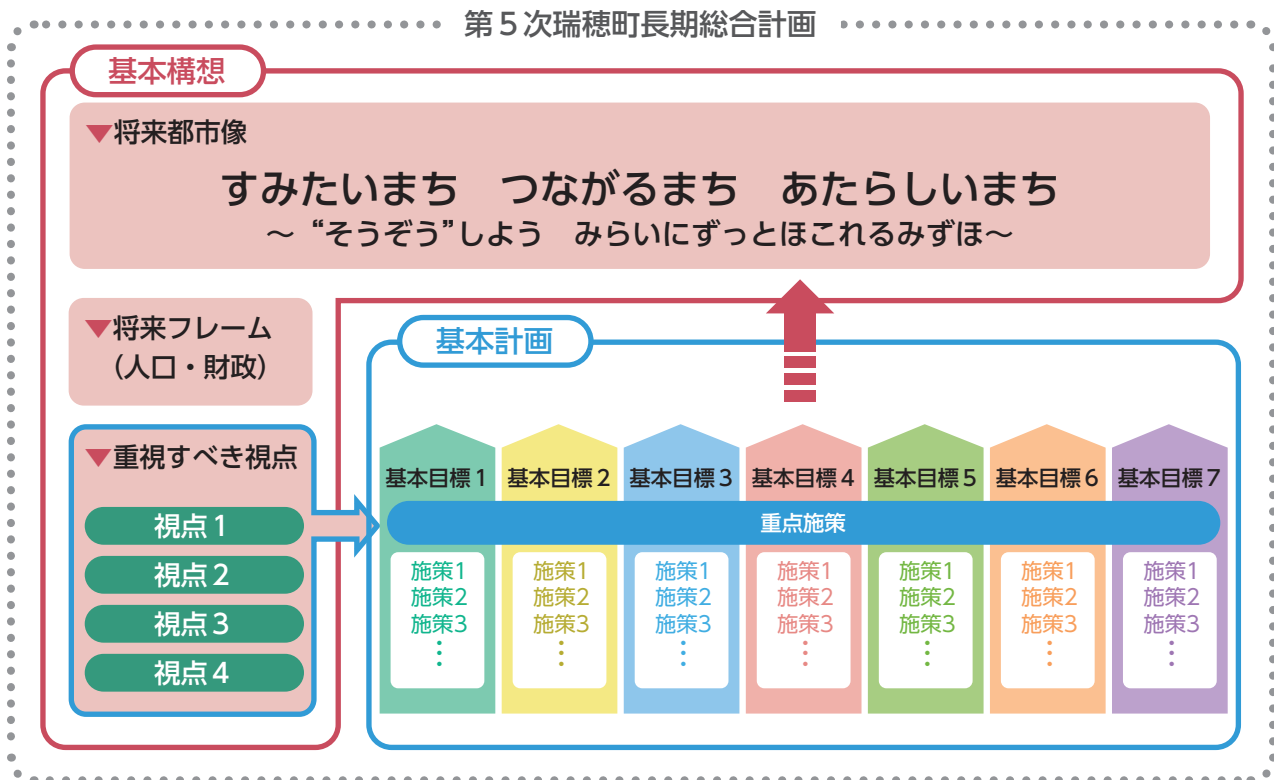
第5次瑞穂町長期総合計画は、社会経済情勢の動向や住民、各種団体の意向をふまえ、新たなまちづくりの意思を明確にするため、令和12年を目標年度とする町政運営の指針を示したものです。

第5次長期総合計画の構成と計画期間

1) 計画の構成

第5次瑞穂町長期総合計画は、今後10年間のまちづくりの骨格を示す「基本構想」と、瑞穂町が取り組む具体的な施策を示す「基本計画」で構成されます。基本構想と基本計画の関係(イメージ)は下図のようになっています。

■ 基本構想と基本計画の関係(イメージ)



基本構想

瑞穂町がめざす将来都市像や方向性を示す行政運営の指針です。

将来都市像：目標年次における瑞穂町のめざす姿を示します。

将来フレーム：瑞穂町の人口・財政の展望を示します。

重視すべき視点：施策に取り組む際に配慮すべき分野横断的な視点を示します。

基本計画

基本構想における将来都市像を実現するために、計画期間中の現状と課題をふまえた上で、町が取り組む施策および基本的方向を示します。

重点施策：基本構想の重視すべき4つの視点に配慮する施策として、重点的・優先的に取り組むものを示します。

2) 分野別計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関連

(1) 分野別計画

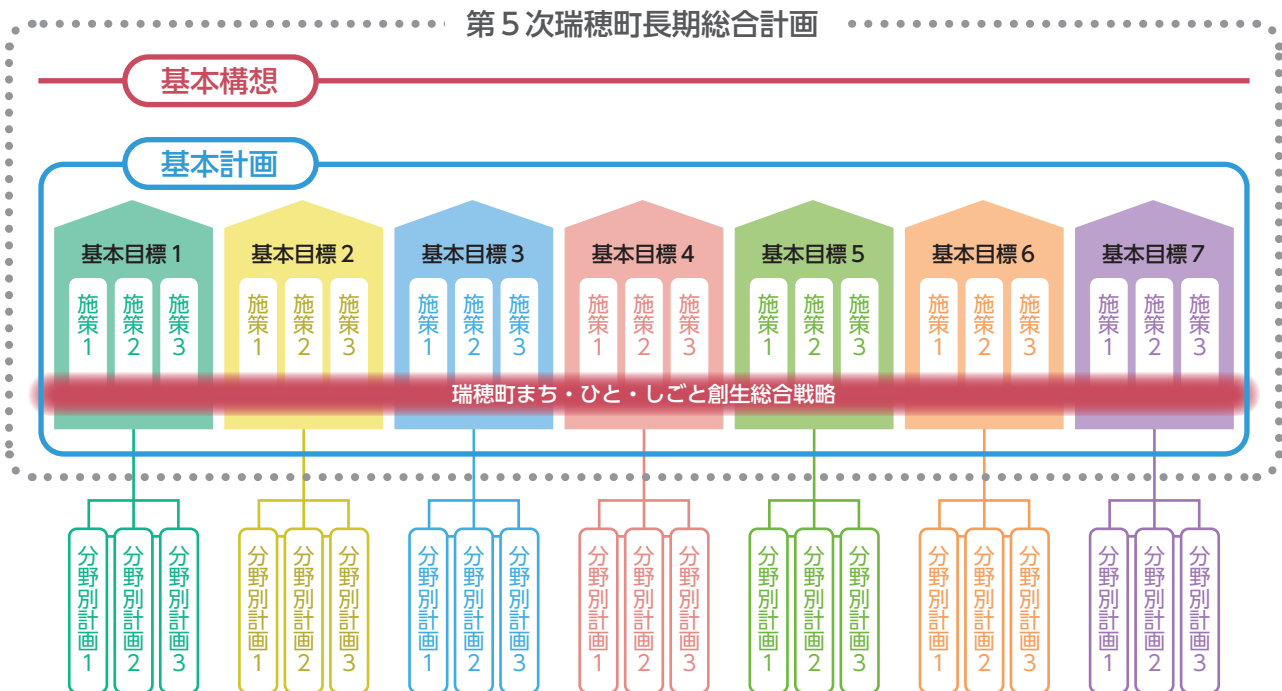
さまざまな行政分野において策定する分野別計画は、基本構想に示す将来都市像、およびこれを実現するための基本計画で示す施策にもとづき、施策間の調整をはかりつつ策定するものとします。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成27(2015)年度に策定した「瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)が令和2(2020)年度をもって計画期間の終了を迎えることに伴い、総合戦略の人口減少を克服し、活力ある地域社会を維持するという方向性は長期総合計画と同一のものであることから、第5次瑞穂町長期総合計画と総合戦略を一体的に策定することとしました。

総合戦略の理念等は長期総合計画の体系の一部として扱い、その施策については、基本計画に含まれているものとします。

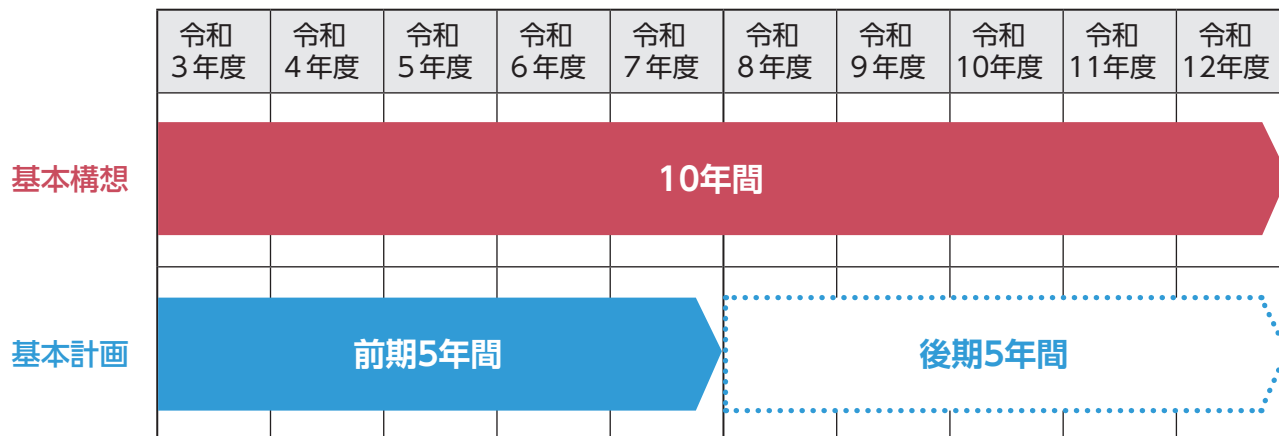
■ 第5次長期総合計画と分野別計画の関係(イメージ)



3) 計画期間

この計画は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。社会情勢の変化などをふまえて、前期5年間の終了時点で見直しを行います。

■ 基本構想と基本計画の期間



基本構想



第5次長期総合計画の特徴

1) 町を取り巻く状況

瑞穂町を取り巻く状況は、①超少子高齢社会の進展によって、総人口だけでなく、生産年齢人口の減少が顕著となること、②地域経済が海外の経済・社会状況とより密接にかかわってきていること、③身近な生活や産業活動において新技術の活用がすすんでいくこと(産業革新)、④首都直下型地震の脅威や気候変動がもたらす影響が深刻さを増していること、という4つの転換点にあります。さらに瑞穂町では、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面への延伸に向け、東京都が調査設計等に取り組むなど、大きな一歩が踏み出されています。多摩都市モノレールの延伸は、人の流れ、物の流れに変化が起こる、瑞穂町にとっては大きな転換点となります。

このような状況下で、過去に蓄積させた成果と瑞穂町の強み・弱みを見極め、従来の発想の延長線上ではない、新しい時代を切りひらくための新たな視点から第5次長期総合計画を策定します。

2) 計画の視点

第5次長期総合計画の基本構想は、『超少子高齢社会の進展による人口減少・生産年齢人口の減少や、風水害や感染症などの過去に経験したことのない出来事により、社会生活をささえるための人的、財政的な資源が不足してくること。』、『社会環境の変化に対し、地域課題の発見を行政だけで行うことは困難になりつつあること。また、課題を発見したとしても、これらを解決する技術や知識を行政だけでは十分に有していないこと。』、『住民、企業・団体、行政が連携を深め、それぞれが当事者意識をもって課題をとらえ、自主的・自立的に解決すること。』といった視点を捉えたものとします。また、第4次長期総合計画にも含まれていた住民、企業・団体、行政の参画と協働による町政運営をさらにすすめていきます。

今までと変わらない瑞穂、例えば、狭山丘陵の豊かな緑、田園農地、残堀川や狭山池など水辺環境の良さは、住民の誰もが認識している、後世に残すべき「まちの財産」です。こういった瑞穂町の良さを行政にたずさわる者だけでなく、住民が再認識して地域にかかわるとともに、身近な課題解決に向け、誰もが当事者意識を持つ新たな“みずほ”をめざします。

基本構想では、老年人口がピークを迎える20年先を見通して、瑞穂町が抱える課題を、住民、企業・団体、行政の総合力で解決するための10年間の基本的な考え方を示しています。基本構想で、分野別のまちづくりの基本方針を示すのではなく、分野を横断した「重視すべき視点」をかけた、重点施策を示すとともに、瑞穂町の将来像の実現に向けた施策の方向性を明らかにします。



将来都市像

すみたいまち つながるまち あたらしいまち

～ “そうぞう”しよう みらいにずっとほこれるみずほ～

- 今、私たちは、あらゆる社会生活に影響する超少子高齢社会に直面し、また、グローバル化がすすむ経済、第4次産業革命の大きな動き、脅威的な気候変動の影響といった転換点といわれる時代を迎えています。その中において、瑞穂町および住民の悲願であった多摩都市モノレールの延伸計画が箱根ヶ崎方面に向けて動き出し、瑞穂町の将来をつくる変化の時代にあります。
- この計画の10年間は、私たちのまちに起こる変化のエネルギーを糧として、さらに先の時代にめざす瑞穂の姿を胸にいだき“そうぞう”（創造、想像）しながら、新たなまちの魅力を創成するとともに、持続可能な地域社会を次世代に引き継ぐための期間とします。

これから目指す瑞穂の姿

<新たな人・物の流れを創出するまち>

交通網の再編、人の流れ、物の流れが変わり、新たな商業環境や住環境が今までにない形を作ります。また、交通利便性の向上により、官民含めた業務機能の従来と異なった展開がみられ、瑞穂町のさまざまな環境が変化します。そして、環境が変化することにより、交流人口や関係人口が増加し、新しい関係性も生まれていきます。

<持続可能なまち>

人口減少傾向に歯止めをかけ、生活しやすく魅力的な地域社会を形成することなどにより、若い世代がいきいきと学び、働き、地域の担い手として活躍するとともに、住み続けたいと思う持続可能なまちが作り上げられます。

<経済が循環し、新しい価値が生まれるまち>

工業、商業、農業が相互に関連し合い、先端産業や専門人材などと連携して、地域内の経済が循環する環境が整えられています。また、技術開発、IT投資、インキュベーションなどの広がりにより、専門知識や経験を有する人材の育成とまちづくりへの参画がすすんでいます。

<充実したときを過ごせるまち>

テレワークなどの多様な働き方が社会に浸透しています。その時代の中で、働く場所でありながら、心休まる落ち着いた自然環境と共存する瑞穂らしい暮らし方が実現できるなど、瑞穂町の潜在的な魅力が際立っています。

<つながるまち>

自然や産業、公共サービス、人材などのあらゆる資源がつながり、交流が生まれるなどの小さな関係が重なり、新たな発想や活動が生まれています。そして、町外の資源も含めてつながり合う環境やコミュニティが形成され、周辺地域にも影響が広がっています。

3

将来フレーム(人口・財政)

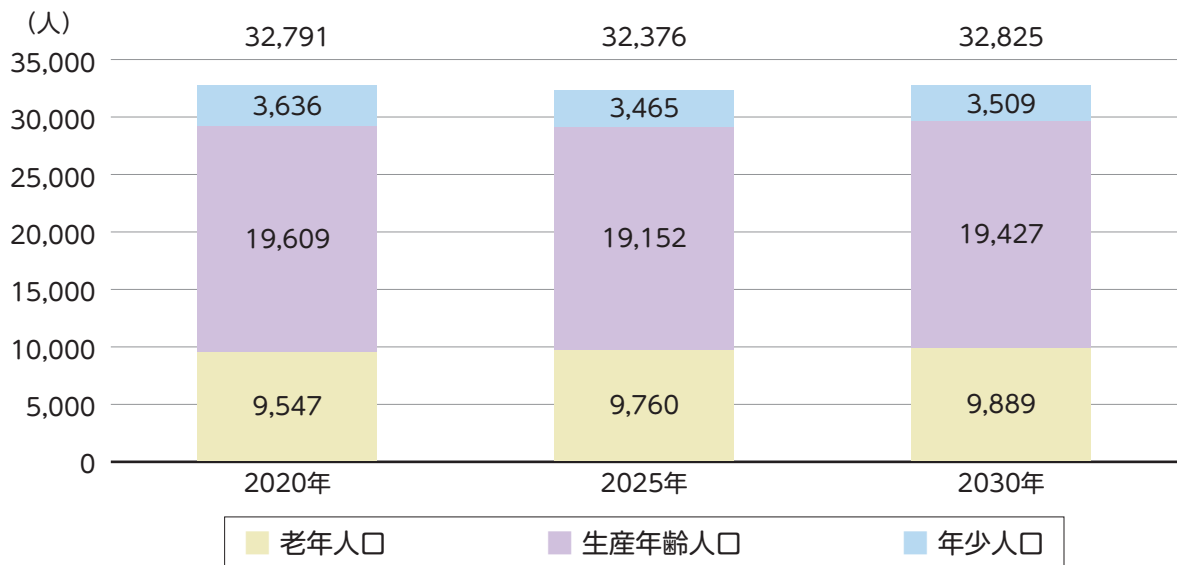
1) 人口

瑞穂町の人口は、平成17(2005)年をピークにしばらく横ばい状況が続いていましたが、令和2(2020)年以降は顕著な減少傾向が続くと推計されています。

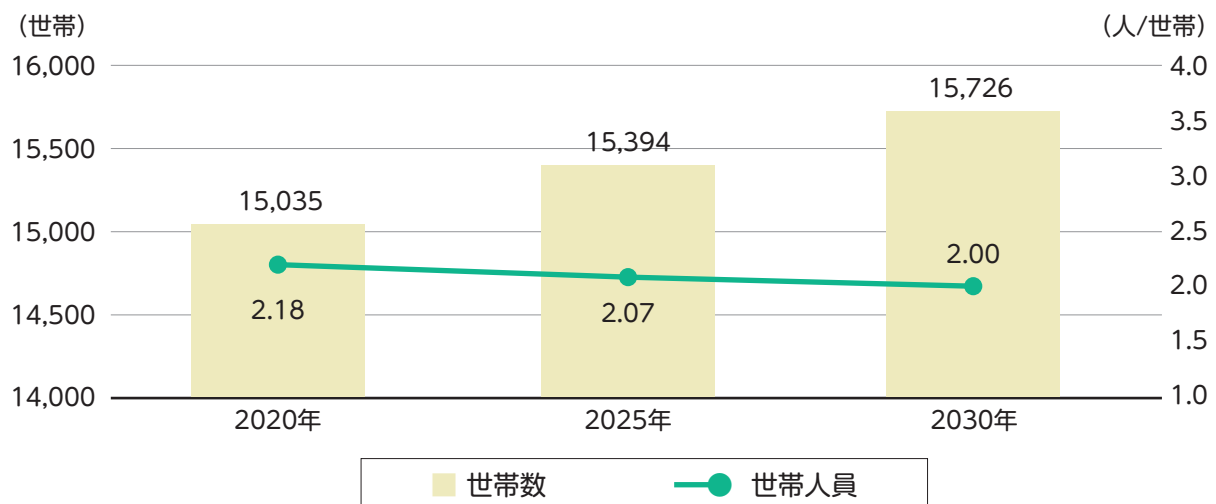
しかし、今後10年間における、土地区画整理事業の進展、多摩都市モノレール延伸にかかわる影響や子育て支援策などによる人口増を見込み、令和12年の人口フレームを次のように想定します。

10年後の人口：33,000人 / 世帯数：15,700世帯

■ 総人口および年齢三区分別人口



■ 世帯数と世帯あたり人員



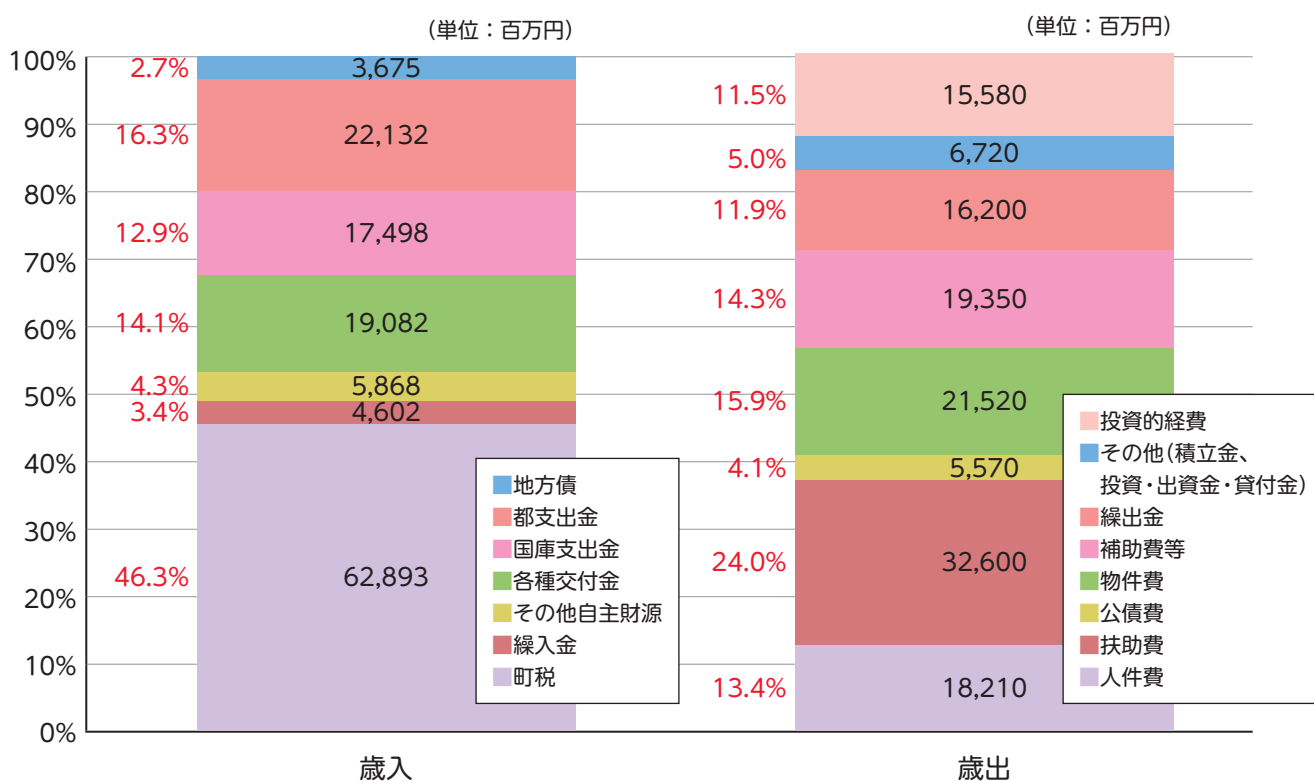
2) 財政

この長期総合計画における10年間の財政計画(普通会計※ベース)の総額は、以下のとおりです。

令和3(2021)年度から12(2030)年度までの10年間の歳入歳出予算総額

10年間の歳入歳出予算総額：1,357億5,000万円

■ 歳入歳出予算総額の内訳



※ 瑞穂町における普通会計の対象は、一般会計と箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業会計



重視すべき視点

この重視すべき視点は、将来都市像を実現する上で、基本計画の重点施策や各施策に取り組む際に配慮するとともに分野的に横断する価値観、取組の姿勢として位置づけます。

この視点は、未来志向で、住民や企業・団体とも共有すべき価値観、取組の姿勢とします。

視点1：町の魅力を際立たせる

あらゆる世代が生活を楽しむみずほでの暮らしを思い描くことができ、また、産業や各地区における特性が発揮され、その相乗効果による魅力が浮かび上がるといった、快適に暮らせる基盤が実現するハードおよびソフトの仕組みが形成されている姿をめざします。

視点2：資源を磨き生活の質を豊かにする

今ある公共空間や地域資源をより有効に活用することに知恵を絞り、それぞれの資源の持つ機能を組み合わせたり、つなぎ合わせたりすることなどにより、住民の生活がより豊かになるとともに、相乗効果や新たな価値が生み出されている姿をめざします。

視点3：つながる地域づくり

個人個人の感覚に合った距離感を持ちながら、困ったときにはさりげなくささえ合うことができる関係が構築されています。そして、地域でのゆるやかな人間関係が形成されている姿をめざします。

視点4：危機に備える

首都直下地震や風水害、感染症などのこれまでの経験値では想定しづらい危機に対し、幅広い総合的な視点から危機管理対応がさらに強化され、安全に安心して暮らしている姿をめざします。

まちづくりの根底に流れる姿勢

ここに掲げる姿勢は、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」を引き継ぐもので、この精神が新たな地域力を次々と作り出し、住民が行政とともに新たな公共サービスを生み出します。

1 当事者意識を持つ

住民、企業・団体、行政など多様な主体が瑞穂町のまちづくりにかかわる誇りを持ち、当事者として課題解決に向けた思いや意識を共有しましょう。

2 意識を行動に

身近な課題解決に向けて、誰もが活動の機会や出番があり、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、成果を共有しましょう。

～瑞穂町協働宣言の実践に向けて～

瑞穂町では平成 26 (2014) 年 10 月に「瑞穂町協働宣言」を策定し、翌平成 27 (2015) 年 4 月には住民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」が発足するとともに、協働の理念や仕組みをより多くの住民へ広めるため、平成 28 (2016) 3 月には協働フォーラムを初めて開催し、引き続き現在も協働の考えを住民へ発信しています。

また、平成 28 (2016) 年度より、住民からの協働事業を募集するとともに、協働事業の仕組みやすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成 30 (2018) 年 12 月に策定しました。しかし、瑞穂町では、協働の考えが浸透するまでには至っておらず、住民と行政の協働によるまちづくりは、まだまだ道半ばです。

協働の基本原則

自主性の尊重

団体と行政はそれぞれ独立しており、互いの特徴を引き出しつつ、住民主導の事業を目指しましょう

公共性・公益性

団体の利益だけでなく、住民福祉の向上につながるような具体的な成果を目指しましょう

対等な関係

相手の立場を考え、十分な協議を行いながら、それぞれの役割分担を明確にしましょう

団体特性と事業の整合性

団体の特性を活かせるような事業計画を立案し、事業が団体の負担増とならないようにしましょう

目的の共有

最終的な目標を明確にし、その目標を達成するために継続的に事業に取り組みましょう

あ

ICT

Information & Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称

医師偏在指標

現在・将来人口を踏まえた医療ニーズにもとづき、地域ごと、診療科ごと、入院外来ごとの医師の多寡を統一的・客観的に把握できる、医師偏在の度合いを示す指標のこと。

一次医療

入院治療の必要がなく外来で対処できる帰宅可能な患者を対象とする医療のこと。主に内科、外科を診療科目としている。

一般相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援などを行うほか、地域移行や地域定着のために必要な支援も行う機関のこと。

イノベーション

技術革新のこと。具体的には、新技術や新製品開発、新マーケット開拓、新資源開拓、組織改革の5つを指し、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらすことを指す。

インキュベーション

事業の創出や創業を支援するサービスや活動のこと。

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。浸透ます、浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類がある。

A I

Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

S N S

Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称。同じWebサイトに登録した利用者同士がメッセージの交換、写真・動画の共有などを通して、オンライン上で交流できる会員制サービスのこと。

S D G s

Sustainable Development Goals (サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)の略称で、持続可能な開発目標のこと。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール(目標)・169のターゲット(方向性)から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

青梅線沿線地域産業クラスター協議会

東京都多摩地域などにおける産業用機械、電子機器、通信機器などの産業集積のポテンシャルをいかすため、JR青梅線・五日市線・八高線沿線の自治体(青梅市・昭島市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町)、商工会議所、商工会並びに一般社団法人首都圏産業活性化協会によって組織された、産業支援のネットワークのこと。

OHAKOプロジェクト

土地区画整理事業によりJR箱根ヶ崎駅の西側に創出された公有地について、まちの方々と一緒にそれぞれの十八番を持ち寄ってにぎわいを創出しながら、多摩都市モノレールの延伸を見据えた活用方法を考えるプロジェクト

か

海外留学奨学資金等支給制度

国際的な視野に立ち、瑞穂町および社会に貢献する人材を育成することを目的として、寄附金を原資とした「瑞穂町教育振興基金」を活用し、海外の学校に留学する方に奨学資金等を支給する制度

介護予防リーダー

地域での住民主体の介護予防活動において、リーダー的役割を担う人のこと。瑞穂町が養成講座を実施し、人材の育成・活用を図っている。

学校運営協議会

学校と地域が育てたい子ども像や学校が抱える課題などを当事者として共有し、町立学校の運営および運営への必要な支援について協議する機関

通いの場

高齢者を中心とした地域住民主体による体操や趣味活動、交流など、定期的集まる活動の場のこと。

管きよ

下水を収集し、排除するための施設のこと。主に道路下に埋設されている。瑞穂町の管きよは污水管と雨水管に分類される。

幹線道路

全国または地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路

GIGAスクール構想

文部科学省が提唱する、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられ、障がいのある人からの相談に応じ、情報提供を行うほか、地域の相談支援事業所間の連絡調整や、関係機関との連携支援を行う機関のこと。

基金

自治体が特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、条例の定めに基づいて任意に設置した資金または財産のこと。

狭あい道路

幅員が狭く、救急車や消防車などの通行が困難な道路。法律的な定義はないが、幅員4m未満の道路をさす場合が多い。

業務継続計画(BCP)

「瑞穂町地域防災計画」に基づき、大規模な地震災害等によって、ヒト、モノ、情報といった利用可能な資源が制約される状況下で、必要な資源の確保・配分を行い町の業務を継続させ、町民の生命、生活および財産を守ることを目的とした計画

協働事業ガイドライン

平成30年10月に策定された、多くの方が協働を理解し、協働を始める際に活用できるよう、協働の仕組みや進め方をわかりやすく説明した指針

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

権利擁護センター

成年後見制度の普及・啓発をはじめ、制度の説明や申立て書類作成などの支援をする機関のこと。

公営企業会計

自治体の一般会計と異なる、民間企業に近い会計制度のこと。経済活動の発生に基づいて経理を行う発生主義、取引を原因と結果に仕分けて記載する複式簿記などの特徴がある。

公共施設マネジメント

地方自治体などが保有し、または借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理および活用する仕組み

耕作放棄地

過去1年以上作付がなされず、今後数年の間に再び耕作される明確な見込みのない農地のこと。

交通結節点

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所、複数の交通モード間の不連続点のこと。

高齢者支援センター

介護保険法に基づき市町村が設置する地域包括支援センターのことで、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関のこと。

告示後住宅

住宅防音工事の対象区域の告示後に対象区域に建設された住宅のこと。防音工事助成対象外になってしまう。

子育て世代包括支援センター（ゆりかごステーション）

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関

子ども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、児童福祉及び母子保健の両機能が一体的に相談支援を行う体制を構築し、子どもと子育て家庭への切れ目のない支援を提供する機関

こども誰でも通園制度

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度

こどもまんなか社会

子どもの意見を聴きながら、利益を最優先に考えた取組や政策を一緒に進めていく、国の中心に据える社会目標のこと。

在宅医療・介護連携

市町村、医師会、介護サービス事業所、地域の医療・介護の関係団体等が緊密に連携して、地域資源の把握、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、関係者の研修、住民への啓発などの取組のこと。

狭山近郊緑地保全区域

良好な自然環境を有する緑地の保全や無秩序な市街化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、国土交通大臣が指定する区域のこと。狭山丘陵の大部分が指定されている。

3R(スリーアール)

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組(リデュース、リユース、リサイクル)の頭文字をとったもの。

CV-22オスプレイ

アメリカ軍の輸送機オスプレイの空軍向けの機体のこと。

市街化調整区域

都市計画で定められている都市計画区域における区域区分の1つであり、市街化を抑制すべき区域のこと。

自主防災組織

災害対策基本法第2条の2第2号に規定する地域住民による任意の防災組織のこと。

シティプロモーション

地方自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のこと。

住宅セーフティネット

住宅を確保するのが難しい「住宅確保要配慮者(高齢者、子育て世帯、低所得者、障がいのある人、被災者など)」などに対してその居住を支援する仕組みや取組のこと。

住民提案型協働事業

住民が組織するグループ・団体などから企画提案を募集し、町と住民などが協働で実施している事業。地域の活性化および生涯学習の振興に効果的な事業が対象となる。

主要生活道路

生活道路の中でも幹線道路または地区幹線道路である都市計画道路を補完して、地域内の交通を円滑にするとともに、消防車などの緊急車両の進入や延焼防止等により防災性の向上をはかる道路

生涯学習推進団体

生涯学習を推進するため、住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体などのこと。瑞穂町では生涯学習推進団体として登録し、その学習活動の支援を行っている。

生涯スポーツ

一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味などに応じて、誰もが生涯を通じて、いつでも、どこでも、スポーツに親しむこと。また、楽しめるスポーツ

障害福祉サービス

障害者総合支援法が定めるサービスの総称。介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」等がある。

小規模保育事業所

国の事業として市町村が認可をしている事業で、0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。

消費者講座

暮らしに関する様々なテーマについて、専門の講師による講義を受けられる講座のこと。

消費生活相談窓口

商品の購入・契約など、消費生活に関するトラブル等に係る相談の受付先のこと。

職員地域情報コーディネーター

瑞穂町の職員が「地域」に出向き、地域の人と積極的につながり、地域が抱える問題や課題の情報収集、情報提供等を行い、地域の自立と活性化を推進し、地域と行政の橋渡しとなり、協働を推進するために活動している。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、地域の住民から人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている委員のこと。

人生100年時代

健康寿命が高齢化し、個人が平均的に100歳前後まで生存することが可能になった時代のこと。ロンドン・ビジネススクールの教授リンダ・グラットンが著書「100-year-life（邦題：ライフ・シフト 100年時代の人生戦略）」で著した概念で、社会生活や労働形態の在り方について分析したもの。

スクールガードリーダー

子どもの安全を守るために、通学路の巡回活動、不審者対応についての学校へのアドバイス、各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア(スクールガード)」の指導等の活動を行っている警察OB等の防犯の専門家のこと。

スマート農業

ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

生活道路

一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路

青少年育成団体

地域社会に居住する児童生徒の健全な育成を図ることを目的として活動する地域団体のこと。

生物多様性

生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

た

多世代交流センター「MIZCUL」^{ミズカル}

子どもから高齢者までの多様な世代が交流し、つながり、および居場所となる拠点を創出することにより、多世代交流の推進および地域コミュニティの活性化を図るとともに、放課後の児童の健全育成および高齢者の生きがいづくりを含む全ての住民の福祉の向上および健康の増進を目的とした施設。指定管理者による管理運営を行っている。

多摩イノベーションパーク構想

東京都「未来の東京」戦略ビジョン『戦略17 多摩・島しょ振興戦略』に位置づけられた、多摩地域にある大学、研究機関、専門人材、大手ハイテク企業、高い技術力を有する中小企業などの集積と国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合により世界有数のイノベーション先進エリアとしての地位を確立することを目指した東京都の構想のこと。

多摩都市モノレール

多摩地域の南北交通を担う基幹公共交通のこと。東大和市の上北台駅から多摩市の多摩センター駅まで(約16km)を結んでいる。現在、東京都は、箱根ヶ崎方面への延伸をすすめており、2030年代半

ばの開業をめざしている。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。

地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体などが参画し、ネットワークを形成することにより、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長をささえ、地域を創生する活動である地域学校協働活動を推進する体制のこと。平成27年の中央教育審議会の答申で提言され、平成29年には、社会教育法の改正により第5条「地域学校協働活動」が新設された。部活動や授業の準備などの学校活動について、地域住民や保護者などがボランティアとして支援する。

地域コミュニティ

一定の地域を基盤とし、その地域で活動する人々が集い、地域づくり活動や地域活動を話し合い、解決に向けて取り組むなど、様々な活動を自主的・主体的に行っている住民組織のこと。

地域福祉団体

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民と協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む団体のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される仕組みのこと。

地縁型活動

居住する土地に基づいた縁故関係によって行われる活動のこと。町内会・自治会、老人会（老人クラブ）や子ども会活動などがある。

地区計画

都市計画法に基づき、一定規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設等の配置など、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを行うために定められる計画のこと。

町内主要道路ネットワーク

国道16号や新青梅街道をはじめとした、瑞穂町内を走る主要幹線道路、幹線道路、地区幹線道路によって形成される道路網のこと。

町立学校における働き方改革推進プラン

瑞穂町の小中学校における働き方改革を推進していくための計画のこと。教員の時間外業務の削減などが含まれている。

DX

Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル技術とデータを活用し、業務プロセスやビジネスモデル、組織・企業文化そのものを根本的に変革して、新たな価値創造と競争優位性の確立をめざす取組のこと。

テーマ型活動

共通のテーマに興味を持つ人が集まり、行う活動のこと。近年子育てグループなど、特定の分野に特化してまちづくりなどを行う活動を目的とするテーマ型のコミュニティの活動が増えている。

デマンド交通

利用者の予約に応じて運行ルートや時間が変わる、乗り合いにより運行する公共交通サービスのこと。

テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味の単語を合わせた造語。情報通信技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに働くこと。

東京都後期高齢者医療広域連合

東京都の後期高齢者医療制度を取り扱う運営主体のこと。

特殊詐欺

犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪(恐喝・詐欺等を含む)のこと。

都市計画道路

都市計画法に基づいて都市計画において定められた計画道路のこと。都市における安全かつ快適な交通を確保するとともに、活力と魅力のある快適な都市形成に寄与し、あわせて防災強化の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の骨格をなす施設

都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。

な

二次医療

入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療のこと。先進的な技術を必要とする特殊な医療をのぞく入院治療を主体とした一般の医療需要に対応するもの。

西多摩医療圏

東京都の定める二次医療圏のうち、青梅市・福生市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町の8市町村で構成される区域のこと。二次医療圏とは、原則として特殊な医療をのぞく一般的な保健医療ニーズに対応するための区域で、圏域内で入院医療を概ね完結するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的・専門的な保健サービスとの連携などによる、包括的な保健医療サービス提供体制の整備をはかるための地域的単位

日常生活用具給付事業

障がいのある人などの日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。認定こども園には、多様なタイプ(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)がある。

認定新規就農者

区市町村から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受け、計画の実現に向けて取り組んでいる農業者のこと。

農地中間管理事業

地域内の分散した農地を整理し担い手ごとに集約化したり、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸付けする事業のこと。

No. 6 駅

殿ヶ谷土地地区画整理事業区域の北西端付近の新青梅街道上に計画されている多摩都市モノレール新駅の1つ。新駅の名称は正式に決定していないため、ナンバーで表記している。

は

バリアフリー

「バリア(障壁)」を「フリー(のぞく)」、つまり障壁となるものを取りのぞくことで生活しやすくしようという考え方のこと。

PPP/PFI

Public Private Partnership/Private Finance Initiative (パブリック・プライベート・パートナーシップ/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、効率化や公共サービスの向上を目指している。

避難行動要支援者名簿

高齢者や障がいのある人など、その他の特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿のこと。

病診連携体制

高度な医療設備や専門性のある技術を持った地域の基幹病院と患者の「かかりつけ医」(医院・診療所等)が連携しながら、病気の治療や早期発見に努めることを目的とするネットワークのこと。

ふるさと納税

応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる税制上の制度のこと。

法定外公共物

道路法、河川法等の適用または準用を受けない公共物のうち、現に、公共的な用途に使用されていないもののこと。

ま

みずほあったか先生

瑞穂町教育委員会と学校の教職員が、人権尊重の理念の十分な理解、暴力的指導を「しない、させない、ゆるさない」の3ない運動、「サービスゼロ」を実現することを宣言するための標語

みずほ学

平成29年度から瑞穂町の全ての小・中学校で推進している、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくことを目的とした、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちを育成するための学問のこと。

瑞穂町協働宣言

平成26年10月に策定された、町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための一つの道しるべのこと。

瑞穂・横田交流協会

平成16年に、瑞穂町や横田基地に居住していたり、所属または来訪する外国人やその団体との文化交流を通じて、国際的相互理解を深め、国際親善を促進することを目的として設立された協会

無電柱化

道路上の電柱や電線を地下に埋設(電線共同溝など)したり、表から見えない道に配線し、道路上から電柱・電線をなくすこと。

や

遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地のこと。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

要介護認定率

高齢者に占める要介護(要支援)認定者の割合のこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度を利用する基準となる要介護、要支援認定を受けた人たちのこと。要介護、要支援認定は保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

用途地域

都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および高さについて、規制・誘導する区分のこと。都市機能の維持増進、住環境の保護などのため、土地の合理的利用を図ることを目的としている。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。

寄り合いハウスいこい

高齢者を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流および主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設のこと。運営ボランティアの会と瑞穂町との協働で運営を行っている。

ら

ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用・廃棄するために必要な費用の総額のこと。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程(ライフサイクル)に必要な経費の合計額

6次産業化

農林漁業者(1次産業)が、農畜産物などの生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組むことによって、生産物の元々持っている価値をさらに高め、所得の向上を目指す取組のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「生活(家事・子育て・介護・地域の活動、趣味など)」を、個人が希望するバランスで「両方とも充実させている状態」のこと。

第5次瑞穂町長期総合計画 後期基本計画

令和8年3月

発行：瑞穂町

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL 042-557-0501 (代表)

FAX 042-556-3401

URL <https://www.town.mizuho.tokyo.jp/>

企画・編集 企画部企画政策課

